

乳幼児期の質の高い教育・保育の推進

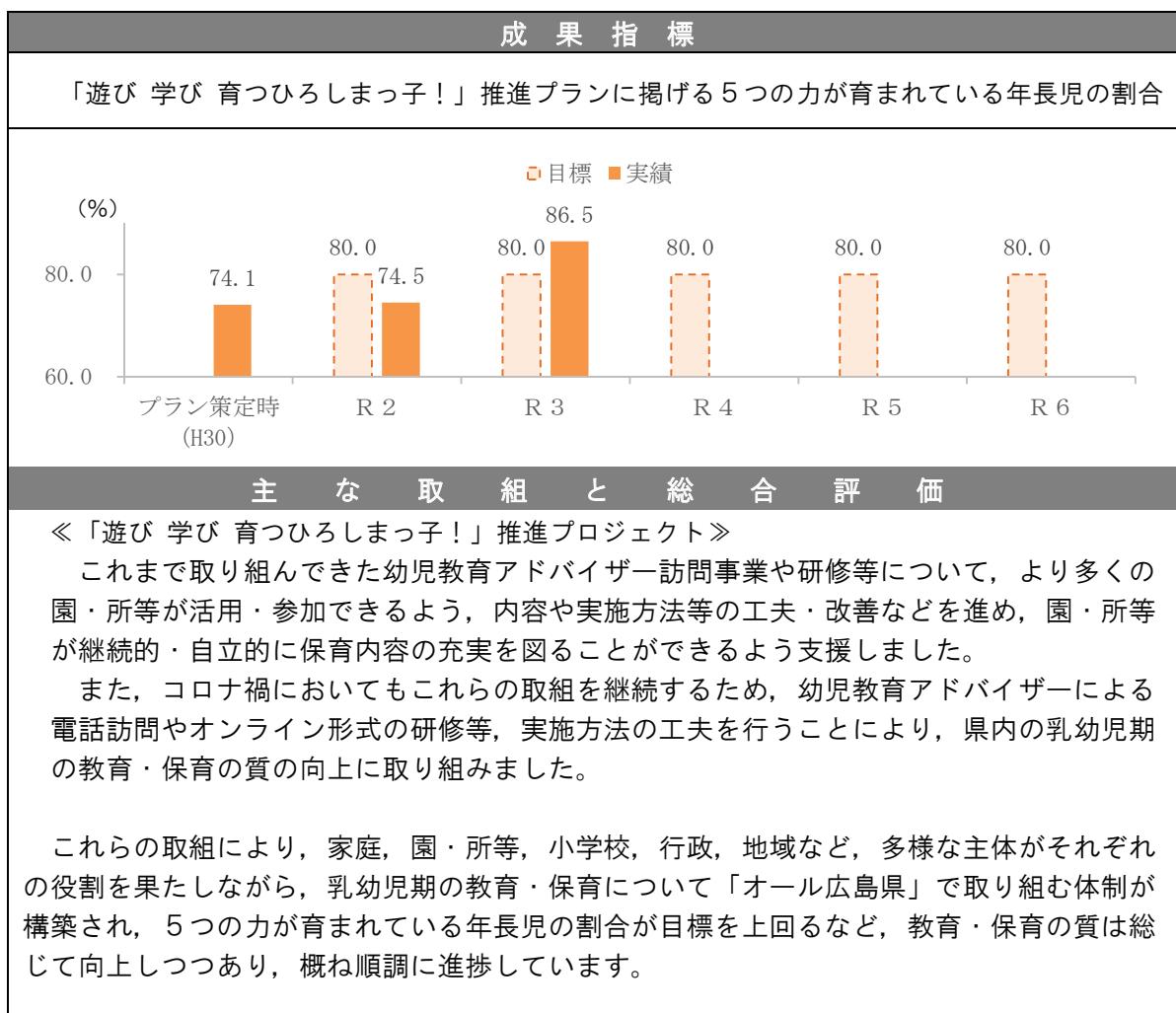
柱1

- (1) 乳幼児期の教育・保育の充実
- (2) 家庭教育を支援する環境の整備

令和6年度の目指す姿	現在の姿（令和3年度末）
<p>【乳幼児教育支援センター】</p> <ul style="list-style-type: none"> ▶ 乳幼児教育支援センターにおいて、専門職員の育成・確保の仕組みが確立され、必要な職員が配置されるとともに、幼稚園・保育所・認定こども園関係団体、ネウボラ、子育て世代包括支援センター等、子供たちを取り巻く様々な関係機関とのネットワークが構築されるなど、本県の乳幼児期の教育・保育を支援する拠点として、調査・研究・情報収集・発信・研修・相談・支援・遊び等の充実を図る取組などの機能が果たせる体制が整っています。 <p>【幼稚園・保育所・認定こども園等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ▶ 幼稚園・保育所・認定こども園等を対象に、乳幼児教育支援センターが各種研修を実施するとともに、関係団体等が実施する研修についても連携を図ることで、資質能力の向上やキャリアアップ等、教員・保育士等のニーズに応じた研修の機会を充実させています。 ▶ また、乳幼児期の教育・保育について専門的な知識・技術を有する幼児教育アドバイザーが、希望する多くの園・所等を訪問し、乳幼児期の教育・保育の推進に係る助言を行うなど、園・所等を支援しています。 ▶ さらに、乳幼児教育支援センターは、各園・所等における園内研修の活性化に向けて、中心となる教員・保育士等の育成も進めています。 	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 乳幼児教育支援センターにおいて、幼稚園教諭等大学院派遣等により、専門職員の育成・確保が行われ、必要な職員が配置されています。 ▶ また、各市町の家庭教育支援担当者等を対象とした会議の対象を拡大し、各市町の子育て支援担当と家庭教育支援担当の連携や活動内容の充実等に向けた取組を情報交換し、互いの市町において生かせるようにするなど、関係機関とのネットワークが構築され、乳幼児教育支援センターを拠点とした体制づくりが整いつつあります。 ▶ 乳幼児教育支援センターが、研修モニター制度等により現場の声を反映させながら、オンライン形式・集合形式を使い分け、各種研修を19回実施し、参加施設数が令和2年度の約1.5倍となる495施設に増加しました。更に、関係団体が実施する研修で講師を務めることなどにより、教員・保育士等のニーズに応じた研修の機会の充実が図られています。 ▶ 幼児教育アドバイザーが、希望する園・所等を訪問し、乳幼児期の教育・保育の質の向上等に係る助言など、園・所等への支援が行われています。さらに、オンラインによる助言や短時間の訪問を実施するなど、園・所等の要望に応じた支援が行われています。 ▶ また、訪問事業の成果等の紹介や、園・所等の実情に応じた訪問方法を提案した「幼児教育アドバイザー活用ガイド」を作成し、多忙感や不安感のある園・所等の活用につなげています。 ▶ 乳幼児教育支援センターは、オンライン形式・集合形式により、園・所内研修を充実させるための研修会を3回実施し、チームとしての保育者集団を支えるミドルリーダーとなる教員・保育士等の育成を進めています。

令和6年度の目指す姿	現在の姿（令和3年度末）
<ul style="list-style-type: none"> ▶ 園・所等は、所属する教員・保育士等を乳幼児教育支援センターや関係団体等が実施する研修に積極的に参加させています。 ▶ また、全ての園・所等が、自園の日常的な教育・保育内容や環境などの評価を実施し、その結果を公表するとともに、保護者や地域住民等から広く意見を聞いて、提供する教育・保育の良さや特色、課題を再認識することで、自園の取組に対する不断の見直しを行っています。 ▶ こうした取組を通じて、県内の園・所等において、本県の「遊びは学び」という乳幼児期の教育・保育の基本的な考え方への理解が進み、各園・所等における「遊び・学び・育つひろしまっ子！」推進プランに掲げる5つの力（「感じる・気付く力」「うごく力」「考える力」「やりぬく力」「人とかかわる力」）の育成に向けた取組が進んでいます。 ▶ この中には、「ひろしま自然保育認証制度」の認証団体による、豊かな自然環境の中で、主体的・創造的な遊びを通じた直接的な体験活動を行う自然保育などもあり、子育て家庭の選択肢の一つになっています。 <p>【小学校】</p> <ul style="list-style-type: none"> ▶ 小学校を対象に、乳幼児教育支援センターが幼保小連携・接続に関する研修を実施するとともに、小学校と園・所等が協力して幼保小連携・接続に取り組むための体制づくりを支援しています。 ▶ こうした取組を通じて、各園・所等の遊びや生活を通した一人一人の子供の育ちの姿の記録等を活用して、園・所等での子供の育ちと学びが小学校に引き継がれるなど、園・所等との連携が図られるとともに、全校で、幼児期の教育から小学校教育への円滑な接続を大切にした教育課程（スタートカリキュラム）が編成・実施されており、幼保小連携・接続の取組が進んでいます。 	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 園・所等は、乳幼児教育支援センターや関係団体等が新たに導入した「オンライン研修」に対応し、教員・保育士等の積極的な参加を進めしており、複数人が受講する園・所等が増加しています。 ▶ 91.1%の園・所等が、自ら自園の日常的な教育・保育内容や環境などの評価を実施し、29.8%の園・所等がさらにその結果を公表しているなど、園・所等は、引き続き、自園の取組に対する不断の見直しを図っています。 ▶ 県内の園・所等のうち、約4分の3の園・所等が「5つの力」を教育・保育の取組に活用していると回答するなど、「5つの力」の育成に向けた取組が進んでいます。 ▶ 県内 11 市町において「ひろしま自然保育認証制度」の認証団体が 41 団体に達するなど、保護者が自然保育を選択できる機会が増えています。 ▶ 引き続き、小学校を対象に、乳幼児教育支援センターが幼保小連携・接続に関する研修を実施するとともに、小学校と園・所等が協力して幼保小連携・接続に取り組むため、市町の教育委員会と保育主管課が連携し、幼保小連携に取り組むための協議会（幼保小連携協議会）を設置するモデル事業等の体制づくりを支援しています。 ▶ こうした取組を通じて、小学校と園・所等との連携が図られつつあり、県内全ての公立小学校で、スタートカリキュラムが編成・実施されています。また、9割を超える学校で幼保小連携・接続に係る中心的役割を担う幼保小連携担当教員が位置付けられており、幼保小連携・接続の取組が進んでいます。

令和6年度の目指す姿	現在の姿（令和3年度末）
<p>【家庭・地域】</p> <ul style="list-style-type: none"> ▶ 家庭向けに、5つの力がどのように育まれているのか、子供とどのように関わったらよいのか、遊びの中にどのような学びがあるのかなどについての教材や啓発資料の開発が進み、園・所等やネウボラなど、関係機関と連携を図りながら配布されることにより、多くの家庭に情報提供されています。 ▶ また、園・所やネウボラ等の身近な場所で、「子供との関わり方」について保護者同士で学ぶ機会や、親子で遊ぶ中で「遊びの中に学びがある」ことを体験する機会が提供されています。こうした中で、ネウボラでは、助言や支援が必要な子供と子育て家庭を把握した場合は、家庭教育支援の担当者と連携し、保護者に必要な働きかけを行うとともに、園・所等との連携を図っています。 ▶ さらに、地域で子育てや家庭教育に携わるボランティア等に対し、乳幼児教育支援センターが、資質向上に向けた研修や地域の体制整備に向けた支援に取り組んでいます。 ▶ こうした取組を通じて、本県の「遊びは学び」という乳幼児期の教育・保育の基本的な考え方に対する多くの保護者の理解が進み、子育てに対する不安が軽減されています。 	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 「遊びは学び」などの保護者に伝えたい内容を、家庭での子供との生活でよくある場面で例えた啓発資料（リーフレット、スライドムービー）がシリーズで開発され、園・所等や子育て世代包括支援センター（ネウボラ拠点）を通じて情報提供されるほか、SNS、ホームページ、YouTube等で広く情報提供されています。 ▶ 保護者同士が子育てについて参加体験型で学ぶ「『親の力』をまなびあう学習プログラム」の教材が短時間やオンライン対応などに改善され、市町における講座の開催数が増加しています。また、「遊びの中に学びがある」ことを親子で体験する「あそびのひろば」が、2市で実施されるなど、学ぶ機会や体験する機会が提供されています。 ▶ 引き続き、乳幼児教育支援センターにより、子育て支援・家庭教育ボランティア等に向けた研修が実施されています。また、各市町の家庭教育支援担当者等を対象とした会議の対象を拡大し、各市町の子育て支援担当と家庭教育支援担当の連携や活動内容の充実等に向けた取組を情報交換し、互いの市町において生かせるよう、地域の体制整備に向けた支援が行われています。 ▶ 「遊びの中に学びがある」ことについて理解している保護者の割合は、83%であり、多くの保護者の理解が進んでいます。



社会で活躍するために必要な資質・能力の育成

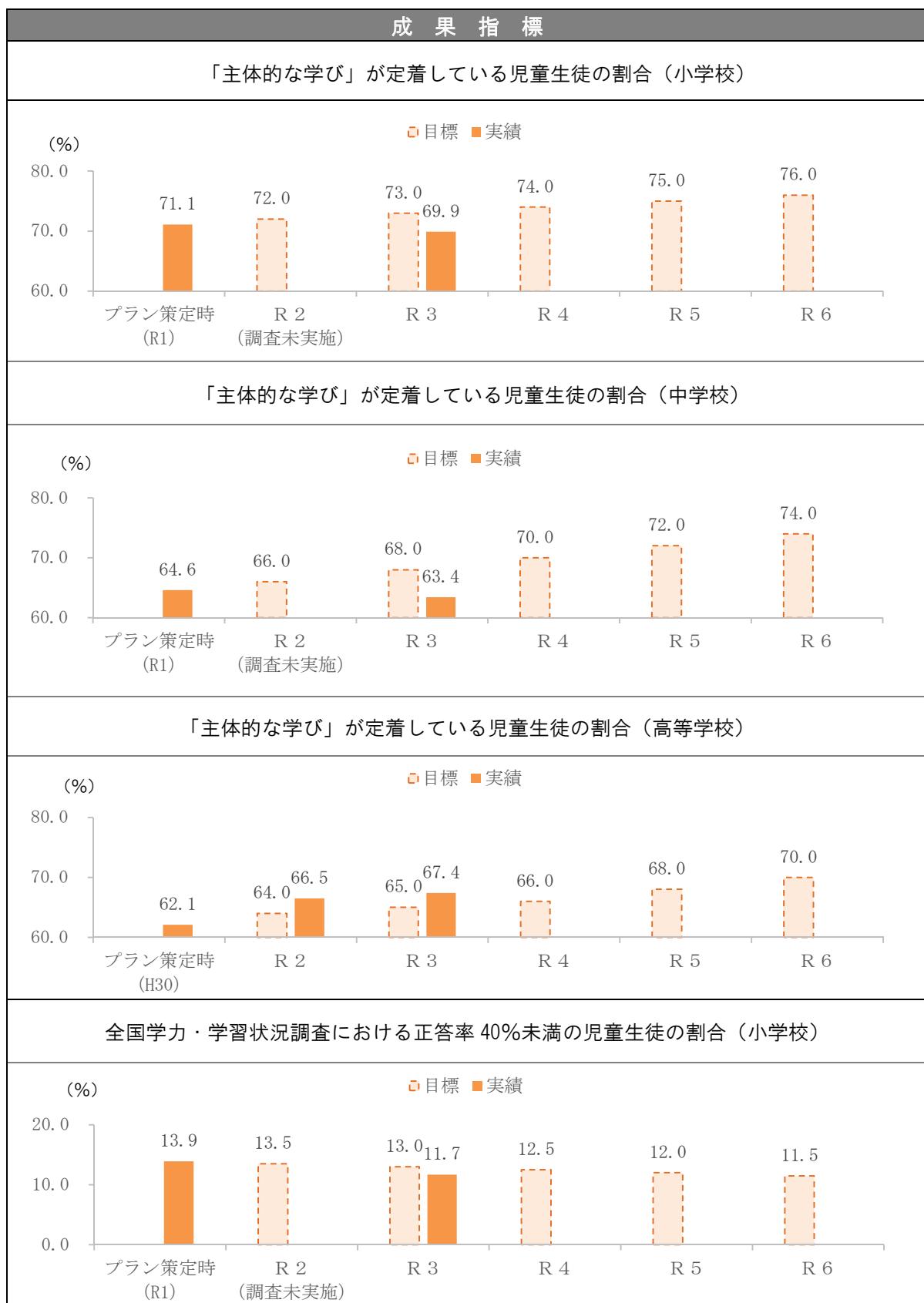
柱2

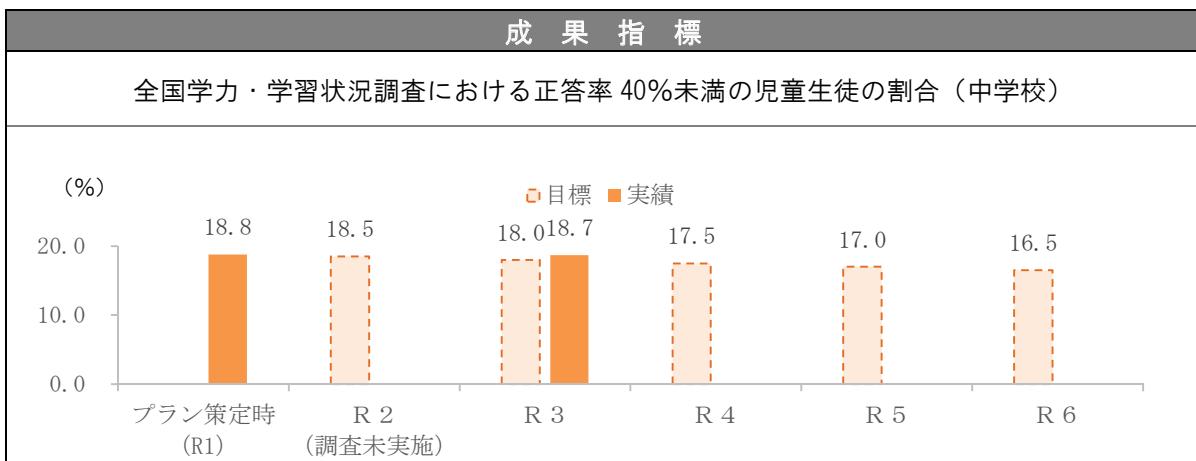
- (1) 主体的な学びを促す教育活動の推進
- (2) 生徒指導及び教育相談体制の充実
- (3) キャリア教育・職業教育の推進
- (4) 学びのセーフティネットの構築
- (5) 運動習慣の確立
- (6) 子供の健康・生活習慣づくり

令和6年度の目指す姿	現在の姿（令和3年度末）
<p>【基礎的な学力の定着】</p> <ul style="list-style-type: none"> ▶ 全ての小学校において、子供たちの基礎的な学力の定着に向けて、新たな学力調査などを活用した低学年段階での学習のつまずきの把握と、つまずきに応じた学力補充等の取組が行われています。 ▶ また、小学校から中学校への進学に当たっては、全ての中学校区において、小・中学校間の連携を通じて、子供たちの個別の状況が共有されることにより、小学校からの連続性のある指導や支援が行われています。 ▶ こうした取組により、<u>全ての子供たちに、基礎的な学力の定着が図られています。</u> <p>【主体的な学びを促す教育活動の推進】</p> <ul style="list-style-type: none"> ▶ 全ての小・中・高等学校において、子供たちに育成すべき資質・能力を設定し、これを踏まえた教育課程が編成されているとともに、学力調査やアンケート、子供の実態の分析に基づいた授業改善・評価が行われるなど、児童生徒の資質・能力の育成に向けた、P D C Aサイクルが確立しています。 	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 令和3年度は、指定校（22校）において、小学校低学年段階での学習のつまずきを把握する『広島県学びの基盤に関する調査』が実施されるとともに、調査を活用した支援事例が蓄積されました。 ▶ 94.3%の小学校、94.8%の中学校で、目指す資質・能力を系統的に育成するために、発達段階に応じて資質・能力を身に付けた具体的な児童生徒の姿を全教職員で共有するなど、小・中学校間の連携が行われています。 <ul style="list-style-type: none"> ▶ 小・中学校では、各学校において設定した資質・能力を、全ての学校で教育目標や重点目標と連動させ具体化するとともに、98.1%の小学校、91.3%の中学校で、児童生徒の資質・能力の育成の状況を、ループリック等を基に評価した上で、教育課程の改善に生かしています。 ▶ 高等学校では、授業改善の研修等が継続して実施されたことにより、95.3%の高等学校において、カリキュラム・マネジメントが組織的に実践されています。

令和6年度の目指す姿	現在の姿（令和3年度末）
<ul style="list-style-type: none"> ▶ このことに加えて、小・中・高等学校において、児童生徒が自ら課題を見付け、各教科で習得した知識・スキルを活用し、異なる価値観を持つ人々と協働して、答えのない問題から「最善解」を創造する「課題発見・解決学習」を取り入れた授業を教員が実践するなど、子供たちの主体的な学びを促す教育活動が行われています。 ▶ また、小・中学校においては、外国人との交流をはじめとする国内での異文化間協働活動が行われているほか、高等学校においては、海外留学などの異文化間協働活動も行われるなど、子供たちのグローバル・マインドの涵養を図る教育環境が整っています。 ▶ さらに、特別支援学校においても、子供たちの個々の障害の状態や特性及び心身の発達段階等を踏まえながら、「課題発見・解決学習」を取り入れた授業が実践されるなど、子供たちの主体的な学びを促す教育活動が行われています。 ▶ こうした取組により、これまでの「知識ベースの学び」に加え、「コンピテンシーの育成を目指した主体的な学びを促す教育活動」を積極的に推進する「学びの変革」の加速化を図る仕組みが整うことにより、全ての子供たちがこれから社会で活躍するために必要な資質・能力（思考力や表現力、コミュニケーション能力など）を伸ばしています。 	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 小・中学校では、「本質的な問い」により、各学校が、教科等の本質や探究の過程等を意識し、児童生徒の具体的な姿に基づきながら、授業改善に取り組んだことにより、児童生徒が知識の習得に留まらず、深く思考するなど、学びの質が向上してきています。 ▶ 高等学校では、各教科の特質に応じた「主体的な学び」の実現に向けた「本質的な問い」や「PBL（プロジェクト型学習）」等の授業研究が各校で実践され、目標の達成を目指した効果的な単元づくりや授業づくりが効果的・効率的に行われています。 ▶ また、小・中学校では、オンラインで外国人と交流する場が設定されるなど、一人1台端末を活用した異文化間協働活動が行われているほか、高等学校では、66.2%の生徒が外国人との積極的なコミュニケーションが大切だと考えており、オンラインによる海外との交流を促進する取組が実施されるなど、グローバル・マインドの涵養を図る取組が進められています。 ▶ 全ての特別支援学校において、児童生徒の主体的な学びを促す教育活動が行われています。各校においては、これまでの取組について見直しが進められるとともに、児童生徒の主体的な学びを促す教育活動の更なる充実に向け、授業改善が進められています。 ▶ 小・中学校では新型コロナウイルス感染症の影響により、表現活動や体験活動などが制限されたため、「主体的な学び」が定着している児童生徒の割合は減少しましたが、「主体的な学び」を促す教育活動が、学校教育の様々な場面で行われるよう、教育課程を計画している学校が増えています。高等学校では、95.3%の高等学校において、カリキュラム・マネジメントが組織的に実践されたことなどにより、67.4%の生徒に「主体的な学び」が定着しているなど、「学びの変革」の加速化を図る仕組みが整いつつあります。

令和6年度の目指す姿	現在の姿（令和3年度末）
<p>【資質・能力を育むための基盤づくり】</p> <ul style="list-style-type: none"> ▶ 家庭の経済的事情等にかかわらず、全ての子供たちの能力と可能性を最大限高めるための「学びのセーフティネット」の観点から、校内適応指導教室（スペシャルサポートルーム）の整備やフリースクールとの連携など、学校内外での子供たちの居場所づくりが進むとともに、中学校区や高等学校に配置するスクールソーシャルワーカーを拡充するなど、相談支援体制の充実を図るほか、厳しい経済状況にある子供たちの修学を支援する制度について、支援を必要とする世帯での利用が進んでいます。 ▶ また、家庭、学校での取組のほか、地域ボランティアが企業から無償で提供された食材を朝食として提供する取組などにより、子供たちが、食や運動等の望ましい生活習慣を身に付ける機会が提供されており、社会で活躍するために必要な資質・能力を育む下支えとなっています。 ▶ 子供たち一人一人が生涯にわたって自己の能力と可能性を最大限に高め、多様な個性・能力を更に伸ばし生かしていく教育の実現に向けて、こうした学びのセーフティネットの構築や生活習慣づくりの形成が図られています。 	<ul style="list-style-type: none"> ▶ スペシャルサポートルームの設置校を21校に拡大するとともに、新設した不登校支援センターの指導主事が、毎週学校を訪問することにより、児童生徒への支援の強化・充実が図られています。また、フリースクール等民間団体と県教育委員会、市町教育委員会の三者での意見交換会が開催されるなど、連携の輪が広げられています。 ▶ 40校（区）に配置されているスクールソーシャルワーカーが、令和4年度には42校（区）へ配置拡充される準備が進められています。また、制度のパンフレットや教職員への研修などにより、支援を必要とする世帯に情報が周知されています。更に、家計が急変した世帯について、支援制度の申請を随時受け付けるなどの見直しを行うことで利用が進んでいます。こうした取組に加えて高等学校等奨学金について経済要件の緩和等を令和4年度から、また、オンライン申請を令和5年度から実施できるよう規定等が整備されました。 ▶ 地域ボランティアが企業から無償で提供された食材を朝食として学校で提供する取組は、モデル的に3校で実施する体制が整っていますが、新型コロナウイルス感染症の影響により継続的に実施できていません。 ▶ このほか、企業から無償で提供された食材を希望する家庭等へ提供する取組については、16市町の社会福祉協議会で実施されているなど、子供の望ましい生活習慣を身につける機会や場が増えています。





主 な 取 組 と 総 合 評 價	
<p>«「学びの変革」推進事業»</p> <p>小・中学校等では、探究的な学習の質の向上に向け、総合的な学習の時間の授業改善を進めることとし、県内 22 中学校区（指定地域）においてプロジェクト型学習を取り入れたカリキュラム開発に取り組み、好事例を開発しました。</p> <p>高等学校では、デジタル技術を活用した児童・生徒の主体的な学びを促す授業づくりのため、高等学校では、各学校のデジタル活用推進担当教員を対象に、生徒一人1台コンピュータの活用方法についての研修を実施しました。また、指導主事が各学校を訪問し、デジタル機器の活用について、管理職及びデジタル活用推進担当教員等へ指導・助言し、研修の依頼があった学校には、各学校の要望に応じて校内研修を実施しました。さらに、県内 12 校に大型電子黒板やビデオ会議用のソフトウェアなどの遠隔教育システムを導入し、円滑に遠隔授業が実施できるよう、管理職及び遠隔教育担当教員が遠隔教育について協議する会議を開催するとともに、外部の有識者による講演も実施しました。</p>	
<p>«学びのセーフティネット構築事業»</p> <p>「小学校低学年段階からの学ぶ喜びサポート校事業」の 22 の指定校において、「広島県学びの基盤に関する調査」を活用した個別の学習支援を行い、指定校における効果的な取組について、「『学びの変革』推進協議会」等により全県に普及しました。</p> <p>日本語指導については、日本語指導担当教員への研修及び各市町教育委員会の担当者を対象とした協議会を実施しました。また、令和 2 年度帰国・外国人児童生徒教育の推進事業の実施地域で作成した「学校への受入れまでのフローチャート」を、各市町にモデルとして提供し、全ての市町が、各市町の実態に応じた受入れのフローチャートを作成することで、外国人児童生徒等の受入れ体制を推進しました。</p>	
<p>「本質的な問い」による授業研究やカリキュラム・マネジメントの組織的な実践、また、デジタル技術を活用した児童・生徒の主体的な学びを促す授業づくりにより、児童生徒の学びの質は向上しています。一方で、全国学力・学習状況調査における正答率 40%未満の児童生徒の割合（中学校）や「主体的な学び」が定着している児童生徒の割合（小・中学校）が目標を下回るなど、取組がやや遅れています。</p>	

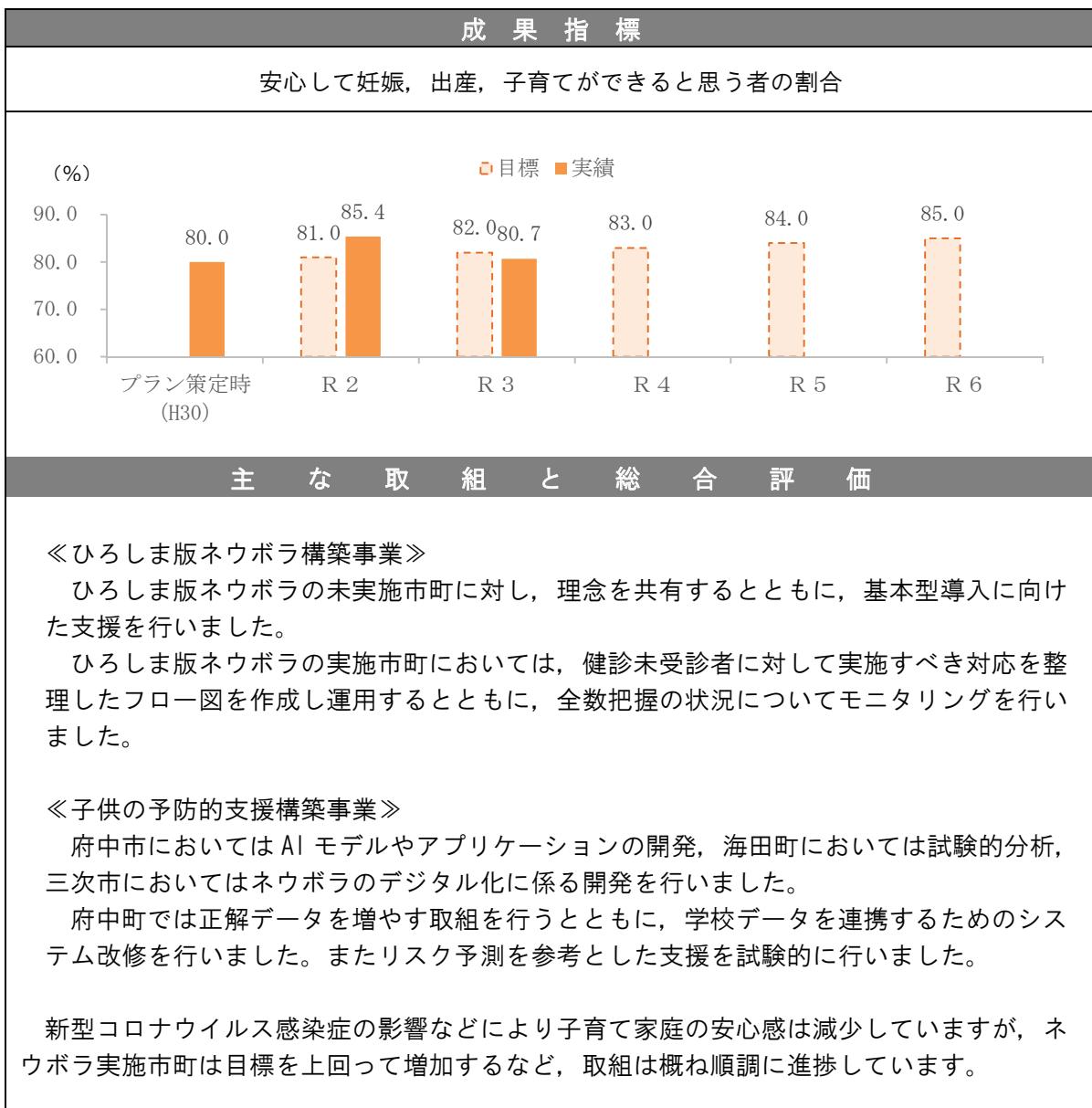
妊娠期からの切れ目ない見守り・支援の充実

柱1

- (1) 妊娠期からの見守り・支援の仕組みづくり
- (2) 妊産婦支援・母子保健等の推進

令和6年度の目指す姿	現在の姿（令和3年度末）
<p>▶ 8割の市町において、ネウボラの拠点が身近な地域に設置され、全ての妊婦や子育て家庭が、定期的に丁寧な面談を受けています。特に産前から産後にかけて、同じ担当者が一貫して対応することにより、子育て家庭の3割が自分の担当者を認識し、いつでも気軽に通ったり、自発的に相談しています。</p> <p>▶ また、養育や療育支援が必要と判断されたケースは、市町の子ども家庭総合支援拠点や児童発達支援センター、乳幼児教育支援センター等と連携し、早めの支援が実施されています。</p> <p>▶ なお、残りの2割の市町においても、支援の必要性に関わらず、全ての子供・子育て家庭に対し、働きかける取組（ポピュレーションアプローチ）の重要性が理解され、産前のタイミングで全員の状況を確認し、支援につなげる取組が開始されています。</p> <p>▶ 子育て家庭に関わる主な医療機関、保育所・幼稚園、地域子育て支援拠点においては、子供や子育て家庭の抱えるリスクの兆候を発見するための視点が統一されており、発見時には適切なタイミングで、市町のネウボラ拠点と情報が共有されています。</p>	<p>▶ 13市町（約6割）で、「ひろしま版ネウボラ」が実施されており、令和4年度から、新たに4市町において、「ひろしま版ネウボラ」を実施する準備が進んでいます。</p> <p>▶ 「ひろしま版ネウボラ」実施市町では、地域における子育て家庭の相談窓口として、身近な地域にネウボラ拠点が設置されています。</p> <p>▶ ネウボラでは、定期的な面談が実施されていますが、一部の子育て家庭や妊婦が面談を受けていない実態があるため、「ひろしま版ネウボラ」実施市町では、全数把握を徹底しています。</p> <p>▶ 「ひろしま版ネウボラ」実施市町においても、体制上の問題などにより、同じ担当者が一貫して対応することができていない市町もありますが、子育て家庭との信頼関係を構築し、自発的な相談等に繋げるため、担当相談員の氏名を明示する取組が行われています。</p> <p>▶ 「ひろしま版ネウボラ」実施市町では、全ての子育て家庭に対し、母子保健・子育て支援サービスを適切に選択し利用できるよう、子育てプランが作成され交付されています。</p> <p>▶ 手厚い支援が必要と判断される子育て家庭に対しては、個別の支援プランが作成され、関係者との共有が図られ、必要な支援が提供されています。</p> <p>▶ 「ひろしま版ネウボラ」を実施していない10市町においても、ポピュレーションアプローチの重要性は理解されていますが、全ての子供・子育て家庭の状況を確認するまでは至っていません。また、具体的な取組手法についても、それぞれの市町の考え方で取組が実施されている状況にあります。</p> <p>▶ 「ひろしま版ネウボラ」実施市町においては、子育て家庭に関わる関係機関と市町の間で、情報共有すべき要支援児童等の判断基準が統一され、関係機関と市町との間で情報共有を行う仕組みは構築されましたか、情報共有が十分でない市町があります。</p>

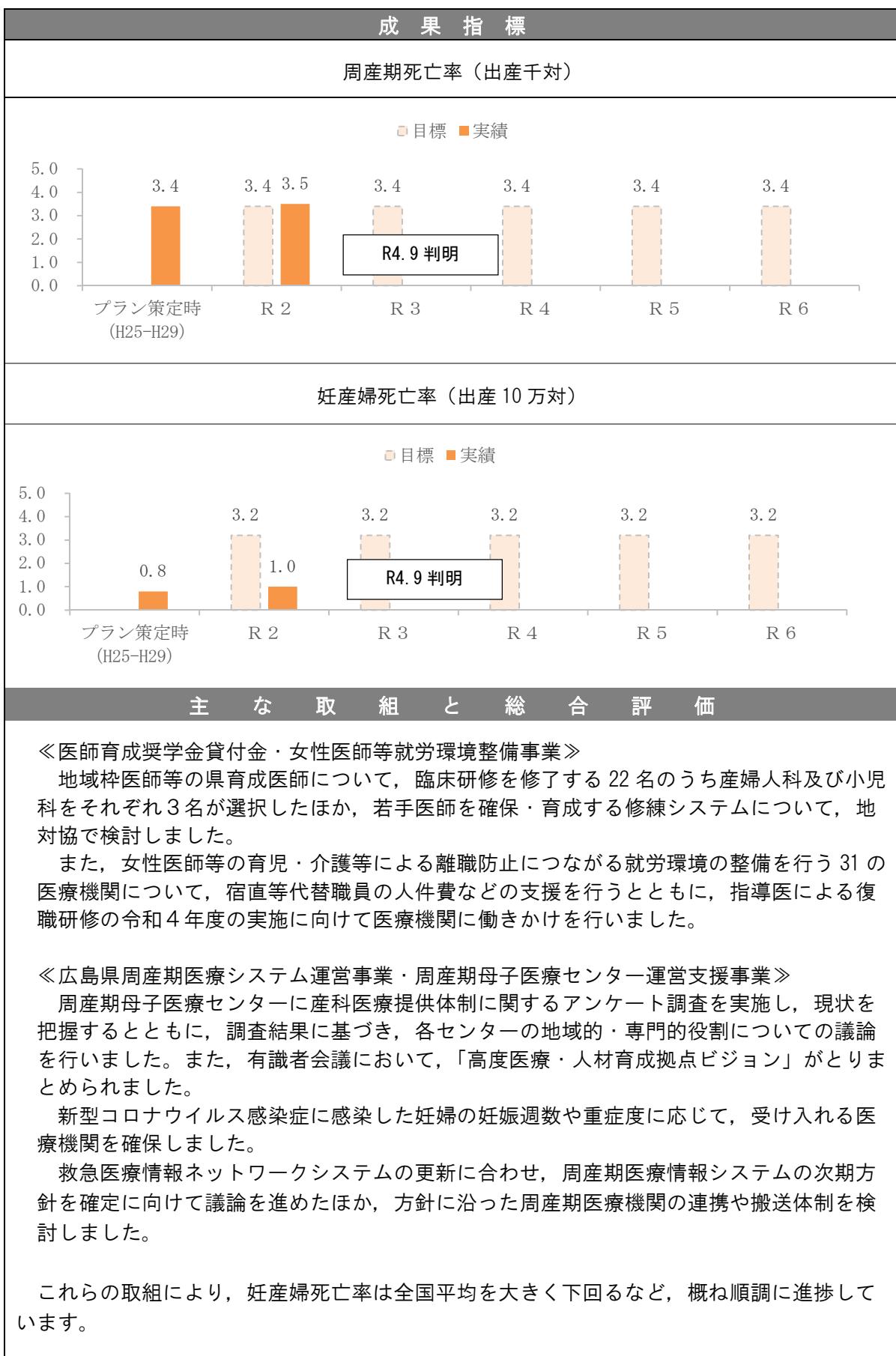
令和6年度の目指す姿	現在の姿（令和3年度末）
<ul style="list-style-type: none"> ▶ さらに、県内の4市町において、ネウボラを含めた市町の各部署や小中学校が連携して子供たちに関する様々なリスクを漏れなく把握する実証試験が行われています。 ▶ また、それらの情報が家庭児童相談員やネウボラの担当者、スクールソーシャルワーカーなどの専門職で共有され、面談や家庭訪問などにより、まだリスクが表面化しない段階から、相談支援や養育支援などの予防的支援も試験的に実施されています。 ▶ こうした取組が行われている市町においては、<u>子育て家庭は、自分の住む地域で相談がしやすくなった、必要な情報や必要な支援などを受けられることが多くなった、子供たちの健やかな育ちに関わる人達が増えているなどの変化を実感しています。</u> 	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 府中町において、福祉部門の情報に加えて、学校の情報を連携するためのシステム改修が行われています。 ▶ 府中市において、福祉部門の様々な情報を連携するためのシステム開発が行われました。 ▶ 海田町において、既存の福祉部門や学校のデータの試験的分析が行われました。 ▶ 三次市において、ネウボラのデジタル化を進められました。 ▶ 府中町において、福祉部門の様々な情報を分析した結果を参考に、家庭児童相談員による予防的支援が試験的に行われました。



妊娠期からの切れ目ない見守り・支援の充実

柱1 (3) 周産期・医療体制の確保・充実

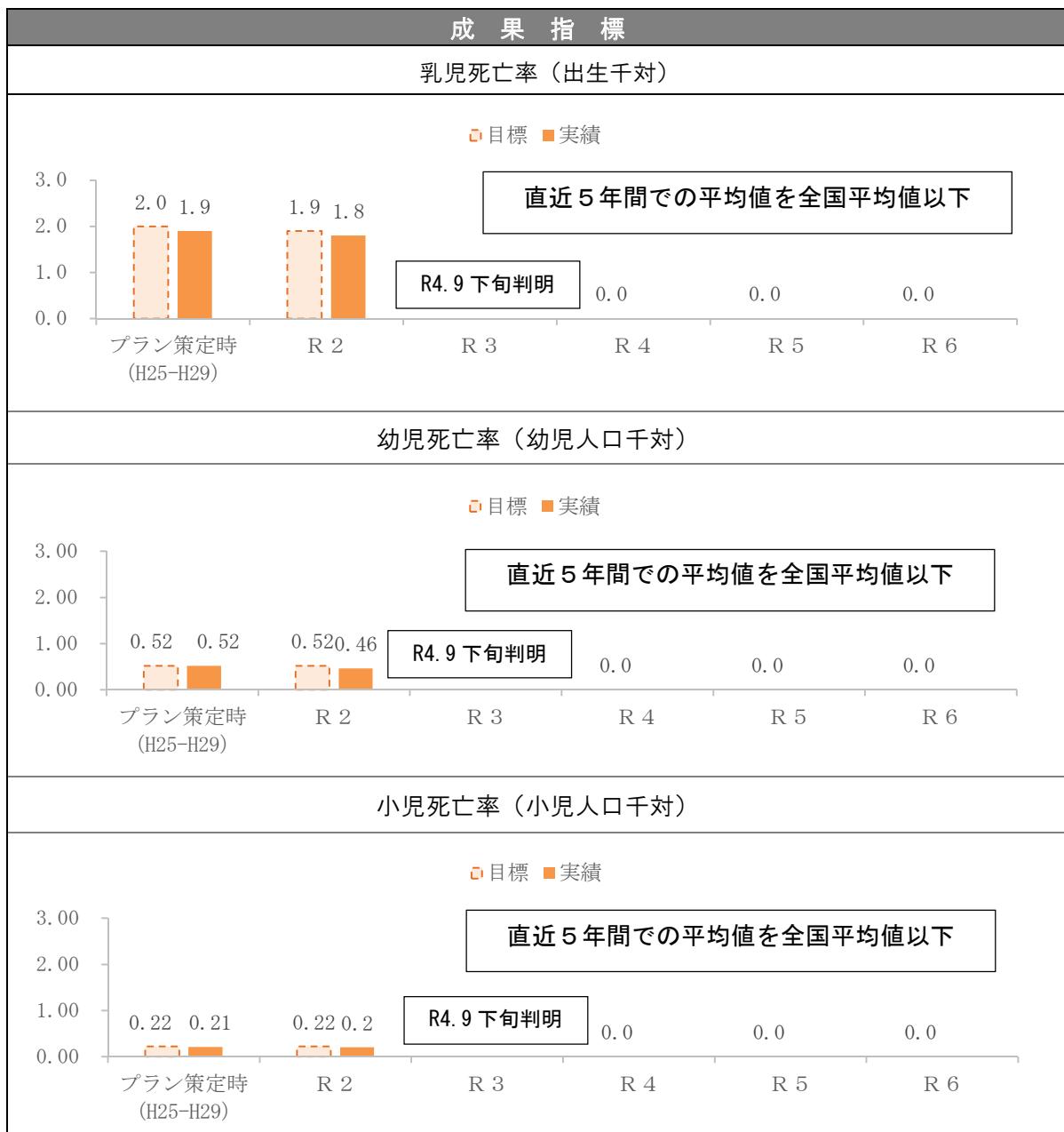
令和6年度の目指す姿	現在の姿（令和3年度末）
<ul style="list-style-type: none"> ▶ 妊婦検診、正常分娩、ハイリスク妊娠・分娩等、医療機能に応じた役割分担が行われ、出生数が減少する中にもあっても、全ての二次保健医療圏で分娩が行われる医療体制が確保され、安全で質の高い医療が提供されています。 ▶ また、ハイリスク妊娠・分娩等に対応できる周産期母子医療センターが全ての二次保健医療圏をカバーする形で維持され、出産後において重度の障害が残った児については、適切な看護を受けるとともに、退院後は地域において必要な医療・介護サービスを受けることができています。 ▶ これらに加え、日ごろからリスクに応じた円滑な患者紹介が行われていたり、いつ、どこで生まれても、母体や新生児の状況に応じた適切な緊急母体搬送が行われるなど、周産期医療施設間で密接な連携が行われています。 ▶ こうした医療体制を継続させることにより、<u>妊娠婦は、県内のどこに住んでいても安心して質の高い周産期医療を受けることができる</u>おり、周産期死亡率や妊娠婦死亡率は、いずれも全国平均を下回り、全国でもトップレベルの医療水準の周産期医療が提供されています。 	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 医療機能に応じた役割分担が概ね行われており、分娩取扱医療機関が減少する中にもあっても、全ての二次保健医療圏で分娩が行われる医療体制が確保されています。 ▶ より安全で質の高い医療の提供に向けて「高度医療・人材育成拠点ビジョン」が有識者会議によりとりまとめられました。 ▶ ハイリスク妊娠・分娩等に対応できる周産期母子医療センターが全ての二次保健医療圏をカバーする形で維持されています。 ▶ 尾三・備北両圏域においても、医療型短期入所の受入が開始され、地域におけるサービスは広がっていますが、新型コロナウイルスの感染拡大の影響から、入所定員数を減ずる医療機関も見受けられます。 ▶ 各医療圏における施設間の連携は概ね取れていますが、県東部においては、妊娠28週未満等の超ハイリスク分娩については、圏域内での受け入れが整わず、岡山県の医療機関に搬送されるケースがあります。 ▶ 直近5年（平成28～令和2年）平均の妊娠婦死亡率（出産10万対1.0）は全国平均（3.2）を下回っていますが、周産期死亡率（出産千対3.5）は全国平均（3.4）を若干上回っています。



妊娠期からの切れ目ない見守り・支援の充実

柱1 (4) 小児救急医療体制の確保・充実

令和6年度の目指す姿	現在の姿（令和3年度末）
<ul style="list-style-type: none"> ▶ 全ての二次保健医療圏で 24 時間 365 日対応できる小児二次救急医療体制が維持され、安全で質の高い水準の医療が提供されているとともに、三次小児救急医療体制についても、医療機能の更なる高度化・重点化を図るため、小児専門の救命救急医療体制の整備が進められています。 ▶ また、小児救急医療電話相談が引き続き実施されており、子供の病気に対する保護者の不安が解消されるとともに、適切な受療行動を促し、小児救急を受診する患者の減少と小児科医の負担軽減が図られています。 ▶ こうした取組により、子供たちは、いざというときに安心して質の高い小児救急医療を受けることができており、乳幼児・小児死亡率は、全国平均値以下で維持されています。 ▶ また、広島県地域医療支援センターを中心に大学・医師会・県・市町・医療機関が連携して、産婦人科医、小児科医の確保や県内定着に取り組むことにより、これらの周産期医療及び小児救急医療水準の維持に必要な産婦人科医や小児科医が確保されています。 	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 令和3年4月に、福山市民病院を、24時間365日体制で重症患者を受け入れる「小児救急医療拠点病院」として、新たに指定し、県内4か所となることで、小児二次救急医療体制の充実が図されました。 ▶ また、小児の救命救急医療体制の整備に向けて、医療機能の更なる高度化・重点化に係る有識者会議により「高度医療・人材育成拠点ビジョン」が取りまとめられました。 ▶ 保護者の不安解消や小児救急を受診する患者の減少など小児科医の負担軽減を図るために、小児救急医療電話相談事業が継続実施されています。 ▶ 新型コロナウイルス感染症の流行に伴う感染予防行為等の徹底により、相談件数は流行前の令和元年度比 79%と減少しています。 ▶ 直近5年（平成28～令和2年）平均の乳児死亡率（出生千対 1.8）、幼児死亡率（幼児人口千対 0.46）、小児死亡率（小児人口千対 0.20）はいずれも全国平均値と同水準（乳児 1.9、幼児 0.47、小児 0.20）で維持されています。 ▶ 地域枠医師等の県育成医師について、臨床研修を修了する 22 名のうち、産婦人科及び小児科を、それぞれ 3 名が選択するなど、産婦人科医や小児科医の確保が進んでいます。



主な取組と総合評価

《医師育成奨学金貸付金・女性医師等就労環境整備事業》

地域枠医師等の県育成医師について、臨床研修を修了する 22 名のうち産婦人科及び小児科をそれぞれ 3 名が選択したほか、若手医師を確保・育成する修練システムについて、地対協で検討しました。

また、女性医師等の育児・介護等による離職防止につながる就労環境の整備を行う 31 の医療機関について、宿直等代替職員の人事費などの支援を行うとともに、指導医による復職研修の令和 4 年度の実施に向けて医療機関に働きかけを行いました。

《小児救急医療体制の確保・充実》

令和 3 年 4 月に、福山市民病院を、24 時間 365 日小児の重症救急患者を受け入れる小児救急医療拠点病院に指定し、福山・府中圏域の小児二次救急医療体制を整備しました。

市町の広報誌や救急ネットなどを活用するとともに、母子健康手帳交付時に広報用力カードを配布するなど、小児救急医療電話相談の認知度を高める取組を実施しました。

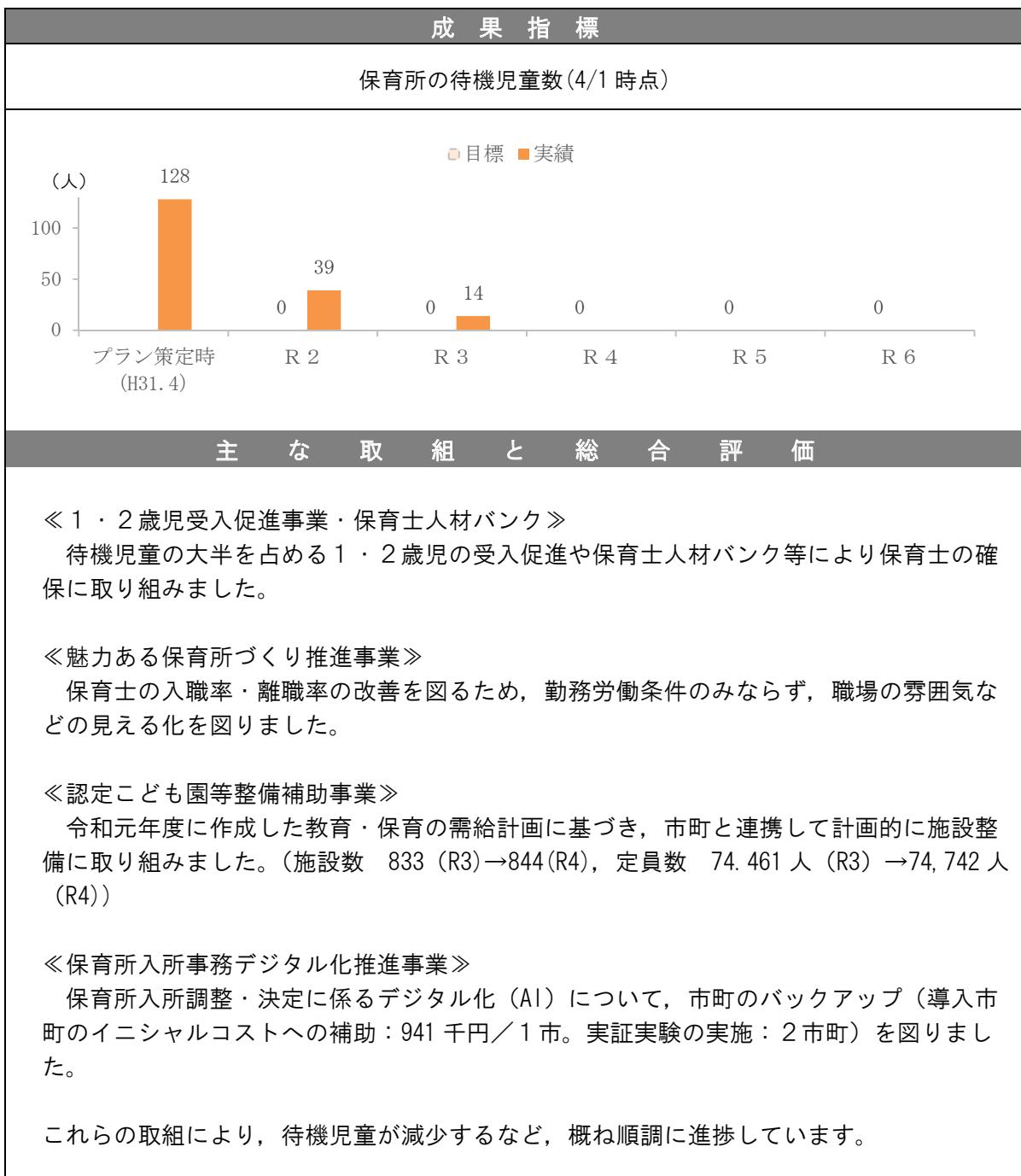
また、小児医療における新型コロナウイルス感染症に係る医療提供体制について、重症度に応じた受入医療機関を確保しました。

これらの取組により、乳児・幼児・小児の死亡率は全国平均値と同水準で維持されるなど、概ね順調に進捗しています。

子供の居場所の充実

柱2 (1) 質の高い幼児教育・保育の提供体制の確保

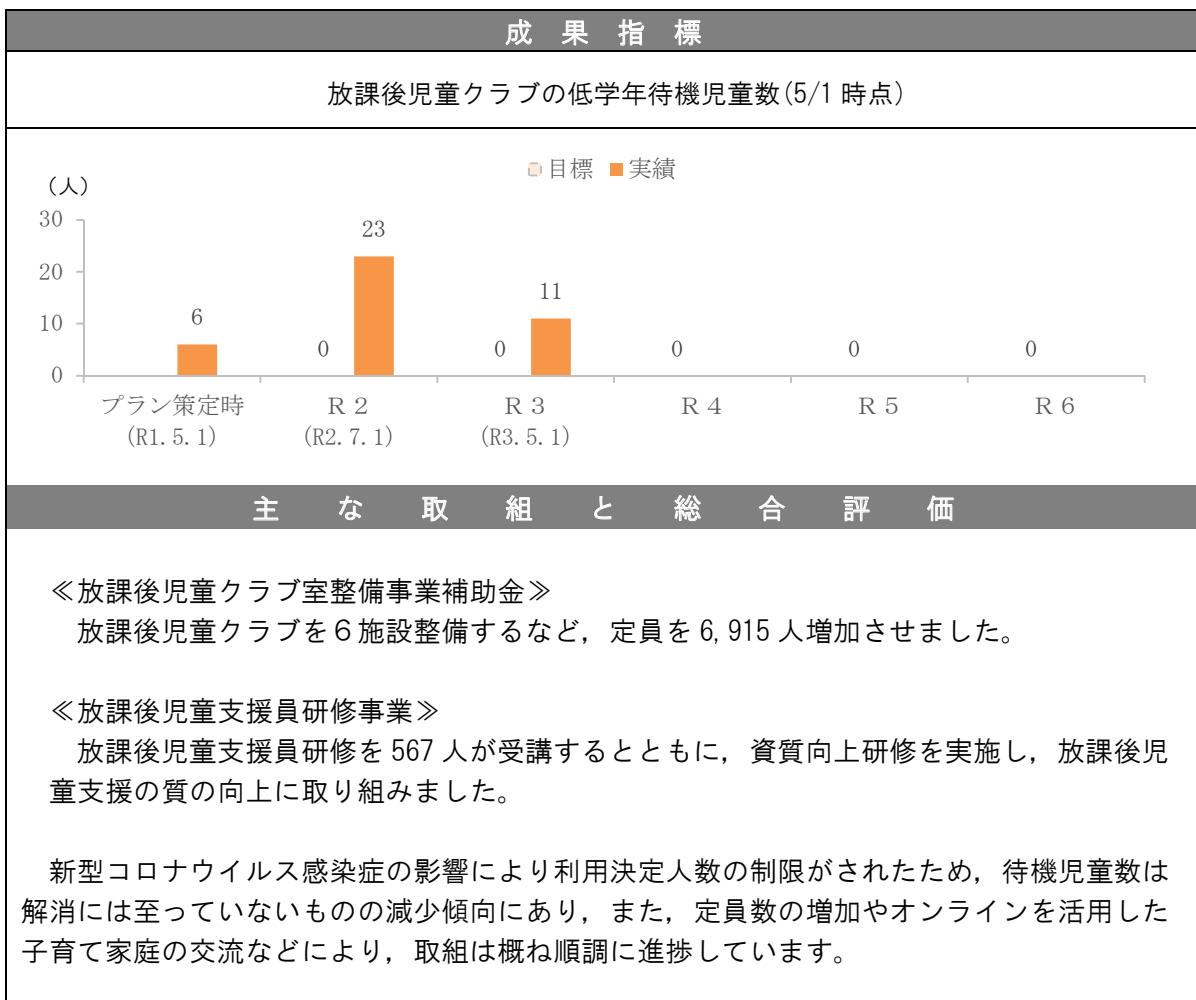
令和6年度の目指す姿	現在の姿（令和3年度末）
<ul style="list-style-type: none"> ▶ 保育を必要とする子供が保育所、認定こども園*等に入所することができるよう、全市町において、必要な施設が整備され、広島県保育士人材バンクによる潜在保育士の復職支援などにより必要な保育士を確保することで、年度当初に待機児童が発生していません。 ▶ また、園・所等において、所属する教員・保育士等が、保育士等キャリアアップ研修などの各種研修を受講したり、幼児教育アドバイザーが園・所等を訪問した際に助言を受けたりすることにより常に自己研鑽に励み、本県の乳幼児期の教育・保育の基本的な考え方への理解が進むなど、教育・保育に必要な知識及び技能の習得、維持及び向上に努めています。 ▶ さらに、「ひろしま自然保育認証制度」の認証団体による、豊かな自然環境の中で、主体的・創造的な遊びを通じた直接的な体験活動を通じて、5つの力を育む教育・保育が実践されており、子育て家庭の選択肢の一つとなっています。 ▶ これらの取組を通じて、県内の園・所等において、本県の「遊びは学び」という乳幼児期の教育・保育の基本的な考え方への理解が進み、「遊び 学び 育つひろしまっ子！」推進プランに掲げる5つの力の育成に向けた取組が進むとともに、子育て家庭は、多様な保育サービスを選択することができておらず、安心して子育てができるいると実感しています。 	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 保育所、認定こども園が整備され、定員が912人増加するとともに、保育士人材バンクにより112人復職するなど保育士の確保が進んでいますが、1・2歳児を中心に保育ニーズが増加していることにより、依然として待機児童の解消には至っていません。 ▶ 2,281人の保育士等が保育士等キャリアアップ研修を受講するとともに、幼児教育アドバイザーが、希望する園・所等を訪問し、乳幼児期の教育・保育の質の向上等に係る助言を行うなど、園・所等に所属する教員・保育士等が自己研鑽に励み、教育・保育に必要な知識及び技能の習得、維持及び向上に努めています。 ▶ 県内11市町において「ひろしま自然保育認証制度」の認証団体が41団体に達するなど、保護者が自然保育を選択できる機会が増えています。 ▶ 県内の園・所等うち、約4分の3の園・所等が「5つの力」を教育・保育の取組に活用していると回答するなど、「5つの力」の育成に向けた取組が進んでいます。



子供の居場所の充実

柱2 (2) 地域における放課後等の子供の居場所の充実

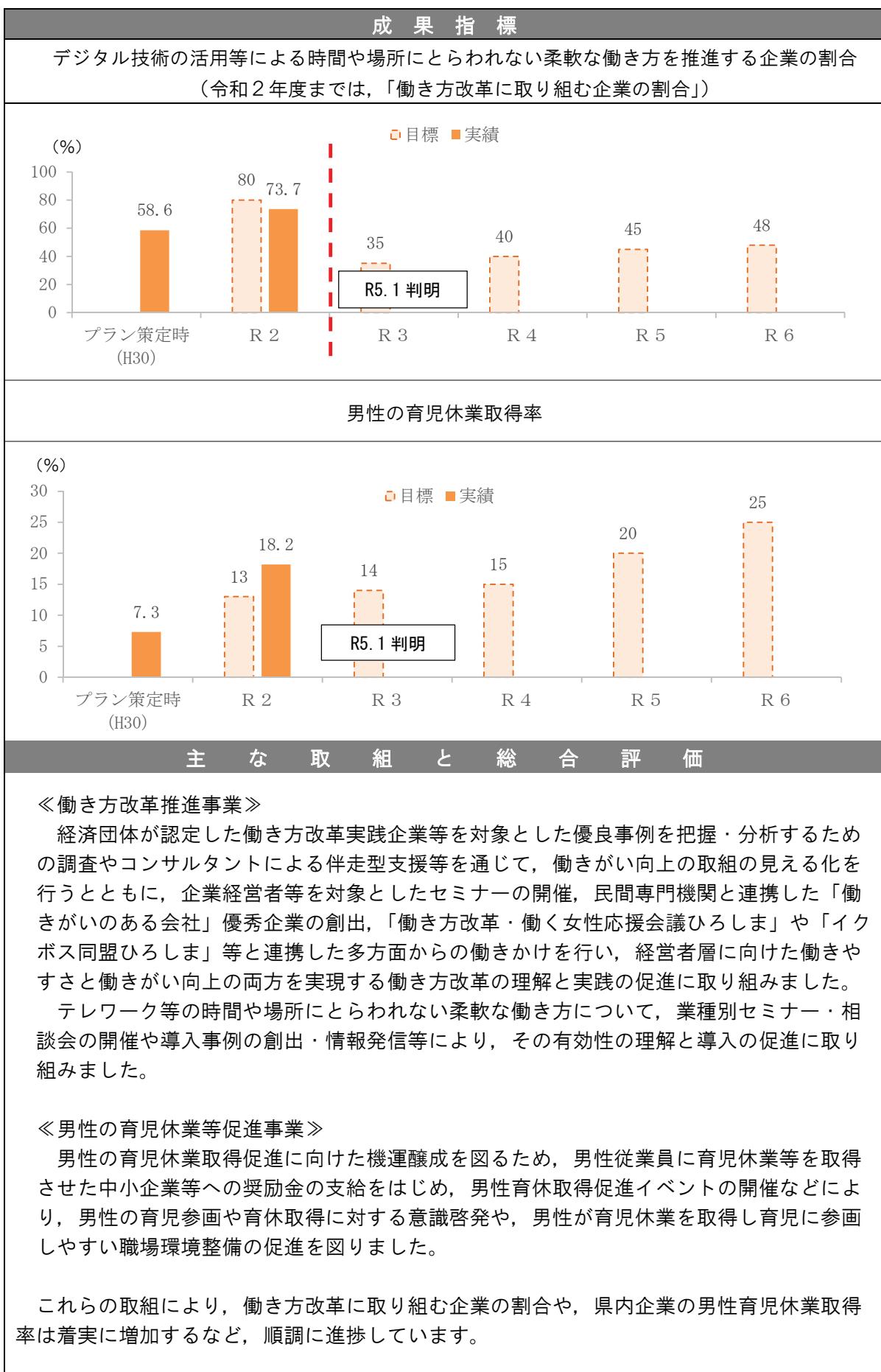
令和6年度の目指す姿	現在の姿（令和3年度末）
<p>▶ いわゆる「小1の壁」（おもに共働きやひとり親世帯において、子供の小学校入学を期に、仕事と育児の両立が難しくなること）はなくなり、希望した低学年児童（1年生～3年生）が、利用要件を満たせばいつでも放課後児童クラブを利用することができています。</p> <p>▶ また、補助員の資格取得の促進等により、放課後児童クラブで児童に関わる職員のうち、放課後児童支援員の割合が8割に増加しており、放課後児童支援員は、年齢や発達の状況が異なる児童それぞれに適切に関わっています。</p> <p>▶ さらに、各放課後児童クラブでは、現有施設を活用し、安心して過ごせる生活や遊びの場が提供されているほか、学習や体験・交流活動のための多様な機会を確保するため、放課後子供教室や公民館・児童館などの活動プログラムを実施している市町では、放課後児童クラブを利用する子供を含め希望する児童がこれらの活動に参加しています。</p> <p>▶ 乳幼児とその親が、身近な地域に整備された地域子育て支援拠点に気軽に集い、交流や子育ての不安・悩みを相談しながら、安心して過ごしています。</p> <p>▶ また、こうした取組が行われている市町においては、子育て家庭は、児童が自発的に遊びや活動に参加し体験できる機会が増え、地域で安心して子育てができていると実感しています。</p>	<p>▶ 新たに放課後児童クラブが6施設整備されるなど、定員は約6,915人増加しましたが、新型コロナウイルス感染症の影響により利用決定人数の制限がされたため、低学年の待機児童の解消には至っていません。</p> <p>▶ 放課後指導員支援研修を567人が受講し、放課後児童クラブで児童に関わる職員のうち、放課後児童支援員の割合は57.9%となっています。</p> <p>▶ さらに、各放課後児童クラブでは、現有施設を活用し、安心して過ごせる生活や遊びの場が提供されているほか、県内20市町で放課後子供教室が実施されています。このうち、13市町において、放課後児童クラブと連携している教室が設置されています。</p> <p>▶ 新型コロナウイルス感染症の影響により、子育て家庭が集まる機会は減少していますが、オンラインを活用した「おしゃべり広場」が各市町で活発に行われるなど、子育て家庭が交流し、子育ての不安・悩みを相談する体制が整っています。</p> <p>▶ こうした取組により、「地域で安心して子育てができるいると実感している」割合は80.7%となっています。</p>



子育てを応援する職場環境の整備

柱3

令和6年度の目指す姿	現在の姿（令和3年度末）
<ul style="list-style-type: none"> ▶ 働き方改革が、従業員の働きやすさだけではなく、生産性の向上や人材確保などの経営メリットをもたらすものであることの理解と取組を県内企業に働きかけることにより、働き方改革の意義が経営者に認識され、県内企業において働き方改革を自律的に継続していく動きが広がり、こうした企業の取組が従業員から評価されています。 ▶ これにより、企業内で業務効率化や相互にフォローし合う体制の整備等による長時間労働の削減や休暇取得が促進され、また、乳幼児期、学童期といった子供の成長段階によるライフスタイルの変化に応じて短時間勤務やテレワーク等の時間や場所にとらわれない柔軟で多様な働き方を選択できる制度が導入されるなど、県内の企業において、男性・女性に関わらず子育て中の従業員が子育てしやすい職場環境へと変化が進んでいます。 ▶ また、特に、乳幼児期における男性従業員の育児への参画については、育児休業制度の利用を希望する男性が育児休業を取得できる職場環境となっており、広島県における男性の育児休業取得率が全国値を上回るなど、男性従業員が安心して子育てに携わる機会が確実に増えています。 	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 働き方改革の意義を経営者が認識し、働き方改革に取り組んでいる企業の割合は75.0%（令和元年度）から73.7%（令和2年度）に微減しているものの増加傾向にあり、働き方改革を自律的に継続していく動きが着実に広がっています。 ▶ 長時間労働を行う人の割合は6.4%（令和元年度）から4.9%（令和2年度）と減少し、一人当たりの有給休暇取得率は54.5%（令和元年度）から56.5%（令和2年度）と着実に増加するなど、県内の企業において、男性・女性に関わらず子育て中の従業員が子育てしやすい職場環境の整備が進みつつあります。 ▶ 広島県における令和2年度の男性の育児休業取得率は18.2%と、全国値(12.65%)を上回るなど上昇傾向で推移しており、また、令和4年4月1日から改正育児・介護休業法が段階的に施行され、育児休業を取得しやすい雇用環境の整備や個別の制度周知・意向確認が義務化されることなどから、男性が育児休業を取得しやすい職場環境づくりが着実に進んでいます。



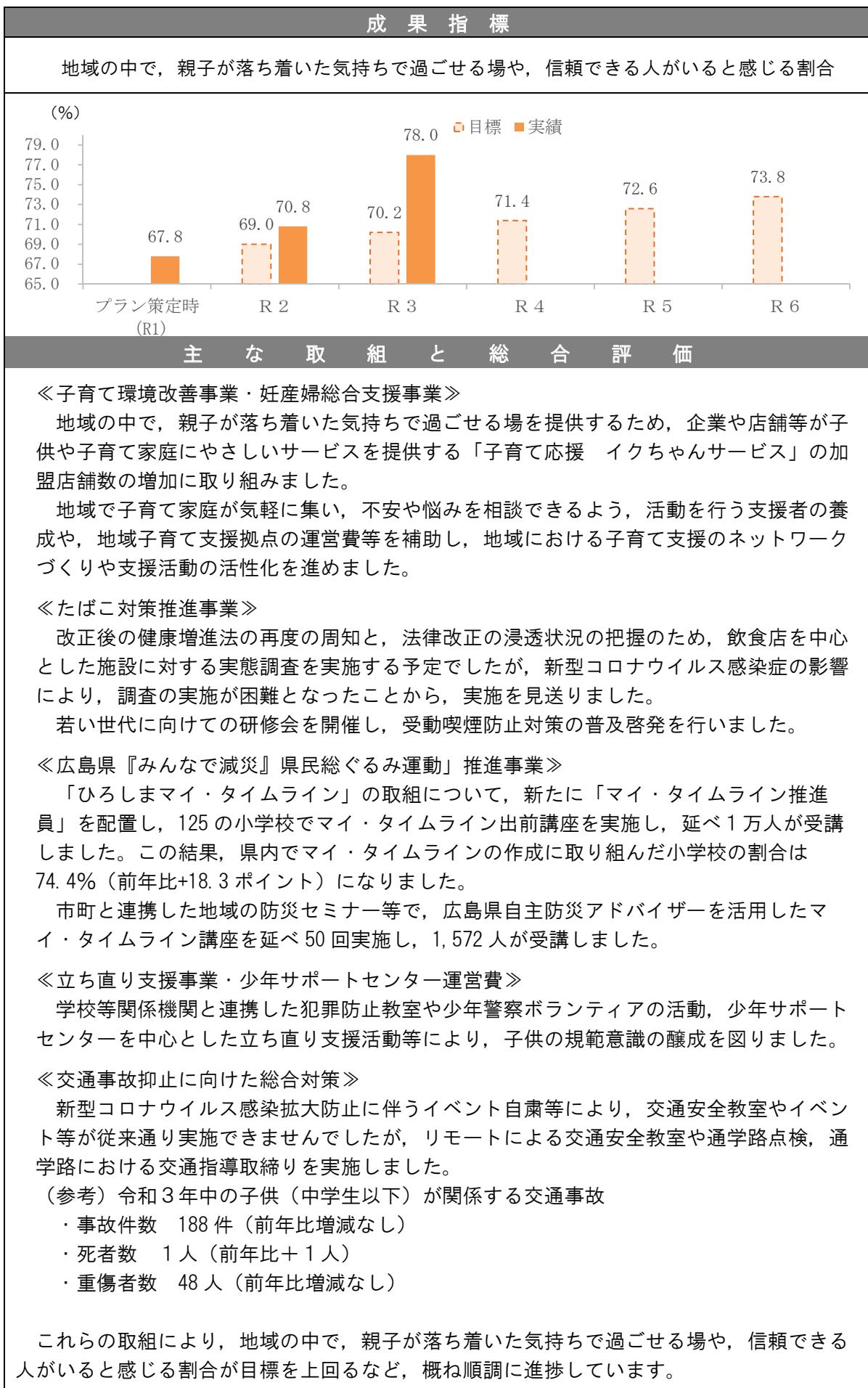
柱4

子供と子育てにやさしい生活環境と安全の確保

- (1) みんなで子育て応援の推進
- (2) 子育て住環境の整備
- (3) 子供と子育てにやさしいまちづくりの促進
- (4) 子供の予防の取組の推進
- (5) 子供の防災・非行防止の取組の推進
- (6) 子供の交通安全の取組の推進

令和6年度の目指す姿	現在の姿（令和3年度末）
<p>【みんなで子育て応援の推進】</p> <ul style="list-style-type: none"> ▶ 企業や団体等が、授乳室やおむつ替えスペースの設置や子供向けの食事メニューの提供などを行う「子育て応援 イクちゃんサービス」が、子育て家庭の外出時における便利なサービスとして更に浸透しています。 ▶ また、地域の子育て支援者・団体等による親子が気軽に集い、子育てについて語ることができる場や交流活動が浸透し、これらの活動を通じて、地域の中で親子が落ち着いた気持ちで過ごせる場や信頼できる人がいると感じる割合が 73.8%になっています。 <p>【子育て住環境の整備】</p> <ul style="list-style-type: none"> ▶ 少子高齢化の進展に伴い、県内のマンション供給戸数が減少していくことが予想される中でも、広さや遮音性、防犯性能等の性能を有した「子育てスマイルマンション」は引き続き 3,000 戸整備され、子育て家庭に供給されています。 ▶ 県営住宅において、世帯収入に応じた快適な子育て環境を創出する「新婚・子育て世帯優先入居制度」により、累計で 725 戸が子育て家庭に供給されています。 	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 新型コロナウイルス感染症の影響により閉店する店舗がある一方、感染症対策を行いながら営業する企業等が増加しはじめ、イクちゃんサービス店は前年から 364 店舗増加しています。 ▶ 新型コロナウイルス感染症感染拡大防止のため、子育て家庭が気軽に集える場が限られていますが、「助産師オンライン」には延べ 181 件の相談が寄せられ、「オンラインおしゃべり広場」は延べ 17,510 人が参加するなど、オンラインによる相談や交流の浸透などにより、地域の中で親子が落ち着いた気持ちで過ごせる場や信頼できる人がいると感じる割合が 78.0%になっています。 ▶ 地域の子育て親子の交流や相談を実施するなかで、気になる親子を市町のネウボラや母子保健窓口等へつなぎ、必要な支援に結び付けるなど、連携が始まっています。 ▶ 広さや遮音性、防犯性能等の性能を有した「子育てスマイルマンション」は昨年度から 161 戸増加し、延べ 2,581 戸が認定され、子育て家庭に供給されています。 ▶ 世帯収入に応じた快適な子育て環境を創出する「新婚・子育て世帯優先入居制度」により、累計 491 戸が子育て家庭に供給されています。

令和6年度の目指す姿	現在の姿（令和3年度末）
<p>【子供と子育てにやさしいまちづくりの推進】</p> <ul style="list-style-type: none"> ▶ 乗合バス車両におけるノンステップバス等の導入率が88.0%となるなど、公共交通機関のバリアフリー化が進んでいるほか、都市公園において、園路や便所、駐車場等の公園施設のバリアフリー化が計画的に進んでいます。 	<ul style="list-style-type: none"> ▶ ノンステップバス等の導入率が90%（令和2年度）と、乗合バス車両におけるバリアフリー化は計画を上回って進んでいます。鉄道駅の自由通路整備やエスカレーター設置は、計画よりやや遅れていますが、西広島駅など主要な駅から順次進められています。
<ul style="list-style-type: none"> ▶ また、学校や飲食店など、子供が主たる利用者となる施設における受動喫煙防止対策が進み、飲食店における意図しない受動喫煙の機会を有する者の割合が12%以下（令和5（2023）年度）に改善しています。 	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 都市公園におけるバリアフリー化は、園路は47.6%，便所26.6%，駐車場等の公園施設は53.5%（いずれも令和2年度）と、順次進められています。 ▶ 改正健康増進法の全面施行や条例の改正により、令和2年4月から飲食店等における受動喫煙防止対策が強化されたものの、改正内容の浸透が不十分で、周知が十分に進んでいない可能性があります。
<p>【子供の防災の取組の推進】</p> <ul style="list-style-type: none"> ▶ 公立幼稚園、小中高特別支援学校等において、地震・津波等の自然災害の状況に応じた避難訓練が実施されており、子供たち一人一人に、地震や台風などの自然災害のメカニズムや予想される被害についての理解を深め、災害の危険に際して、主体的に判断し、適切に行動する力が身に付いています。 	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 多くの小学校において、「ひろしまマイ・タイムライン」が教材として活用されるとともに、図上型の避難訓練といった実践的な防災教育が行われるなど、子供たち一人一人が災害から命を守るために主体的に考え、適切に行動するための力が育まれつつあります。
<p>【子供の防犯・非行防止の取組の推進】</p> <ul style="list-style-type: none"> ▶ 学校、保護者、地域住民、事業者、関係団体、行政等が協働・連携し、安全教室の充実や学校・通学路等における安全の確保など、地域ぐるみで子供を守る取組が行われております。子供たち一人一人に、ルールを守ることの大切さや物事の善悪を判断する力、情報モラルなどの規範意識が醸成され、犯罪被害に遭うことを未然に防ぐことができる力が身に付いています。 	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 子供の防犯・非行防止のため、関係機関・団体等が連携し、県内の小中高等学校等における犯罪防止教室や地域ぐるみでの見守り活動などが行われました。 ▶ 学校、警察、通信事業者等が連携したネット犯罪防止教室や保護者等へのインターネットの適切な利用とフィルタリング普及促進のための啓発活動が行われており、子供のフィルタリング（スマートフォン）の使用率は29.2%となっています。
<p>【子供の交通安全の取組の推進】</p> <ul style="list-style-type: none"> ▶ 家族ぐるみ、地域ぐるみの交通安全教育などにより、子供たち一人一人に、交通社会の一員として、交通ルールの遵守と交通マナーが身についており、交通事故を起こさず、また、交通事故から自分自身を守ることのできる力が身に付いています。 	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 令和3年中、高校生以下を対象とした交通安全教育が885回実施されるなど、交通ルールの遵守と交通マナーを身につけるための教育が実施されています。



児童虐待防止対策の充実

柱1

(1) 児童虐待防止に向けた理解の促進

令和6年度の目指す姿	現在の姿（令和3年度末）
<p>▶ 児童虐待防止に向け、県や市町のネウボラ（子育て世代包括支援センター）、民間の子育て支援団体などが、それぞれの立場で、保護者をはじめ県民に対し、子供へのどのような接し方が「体罰」であり「児童虐待」になるのか、また「児童虐待」が子供の成長に与える悪影響などについて啓発を行い、保護者や県民の理解が深まり、体罰や暴言によらない子育てをしている親の割合が8割を超えていきます。</p>	<p>▶ 児童虐待防止推進月間である11月を中心に、児童虐待防止キャンペーン（オレンジリボンキャンペーン）による啓発活動が行われ、体罰や暴言によらない子育てをしている親の割合は、82.6%となっています。</p>

成 果 指 標																					
体罰や暴言等によらない子育てをしている親の割合																					
<p>(%)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>時期</th> <th>目標 (%)</th> <th>実績 (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>プラン策定期 (H29)</td> <td>76.0</td> <td>76.0</td> </tr> <tr> <td>R 2</td> <td>79.0</td> <td>76.3</td> </tr> <tr> <td>R 3</td> <td>80.0</td> <td>82.6</td> </tr> <tr> <td>R 4</td> <td>81.0</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>R 5</td> <td>82.0</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>R 6</td> <td>83.0</td> <td>-</td> </tr> </tbody> </table>	時期	目標 (%)	実績 (%)	プラン策定期 (H29)	76.0	76.0	R 2	79.0	76.3	R 3	80.0	82.6	R 4	81.0	-	R 5	82.0	-	R 6	83.0	-
時期	目標 (%)	実績 (%)																			
プラン策定期 (H29)	76.0	76.0																			
R 2	79.0	76.3																			
R 3	80.0	82.6																			
R 4	81.0	-																			
R 5	82.0	-																			
R 6	83.0	-																			
主 な 取 組 と 総 合 評 価																					
<p>『児童虐待防止キャンペーン事業』</p> <p>広島市と連携し、児童虐待防止キャンペーン（オレンジリボンキャンペーン）を実施し、体罰によらない子育てや児童相談所虐待対応ダイヤル等の周知に取り組みました。</p> <p>新型コロナウィルス感染症の影響もあり、キャンペーン期間以外でも継続的な周知活動ができるようオンラインセミナーやWEBサイトを利用した啓発活動を行いました。</p> <p>体罰や暴言によらない子育ての浸透には一定の期間がかかりますが、継続的に取り組むことにしており、概ね順調に進捗しています。</p>																					

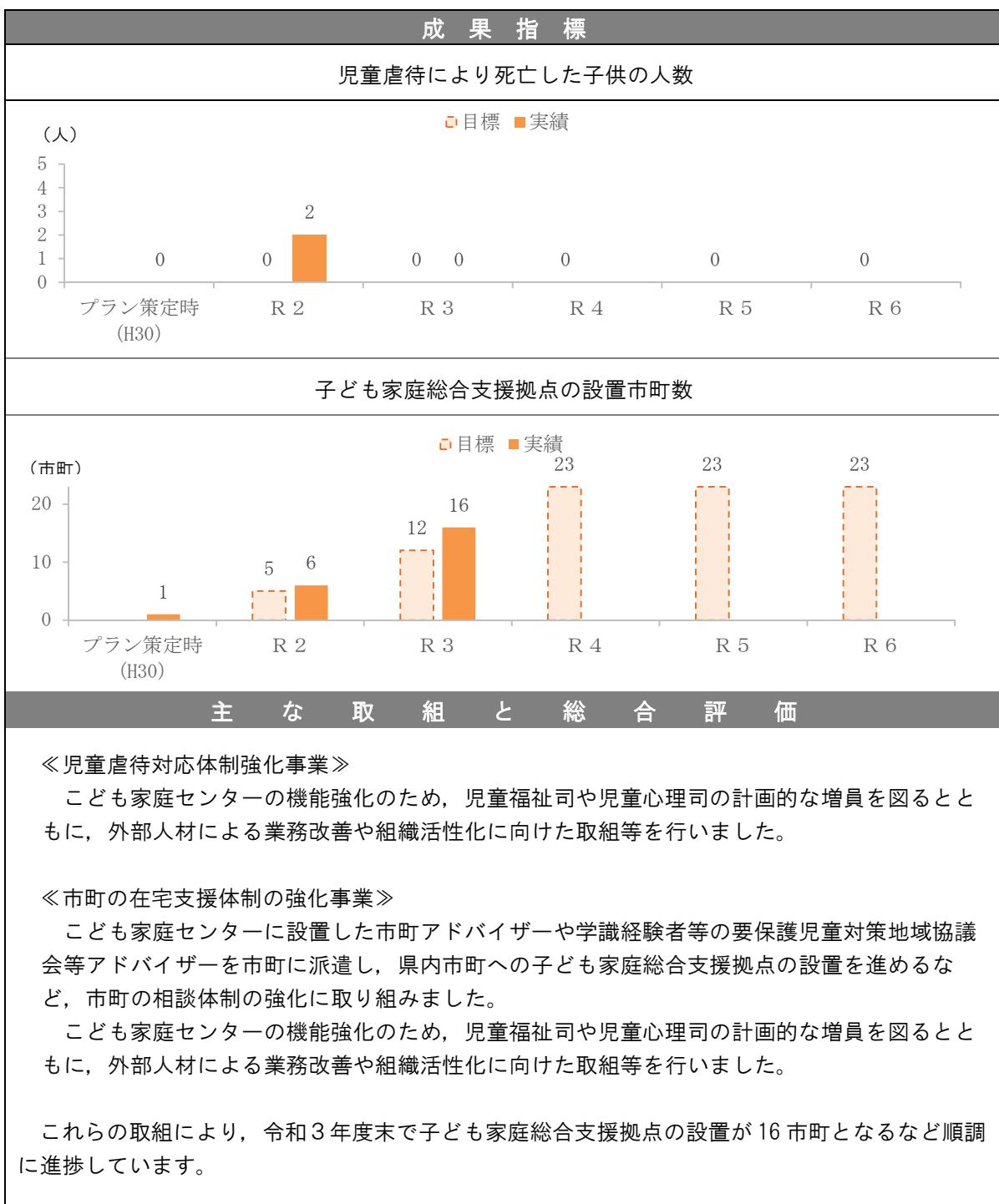
児童虐待防止対策の充実

柱1

- (2) こども家庭センターの機能強化
- (3) 市町の機能強化の支援

令和6年度の目指す姿	現在の姿（令和3年度末）
<p>【県全体としての機能強化】</p> <ul style="list-style-type: none"> ▶ こうした児童虐待の理解促進に加え、全ての市町においては、支援が必要な子供と家庭を支える在宅支援の基盤となる「子ども家庭総合支援拠点」が設置され、ネウボラ（子育て世代包括支援センター）等の関係機関と連携し、ケースの状況に応じた適切な支援がでています。 ▶ また、県によって、市町職員を含めた研修などの人材育成の仕組みが体系化されており、相談援助業務を適切に担うことができる人材が着実に育成されています。 ▶ さらに、こども家庭センターでは、より専門性、緊急性、重要性の高い事案に対応するため、児童福祉司等の専門職の確保・育成や業務の効率化、組織の見直し等により、専門性や体制が強化されています。 ▶ これによって、市町への支援が充実されるとともに、市町や県の取組によって、速やかな安全確認や、専門性の高いリスク評価が行われ、適切な親子分離など、きめ細かい支援が行われています。 	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 16市町に子ども家庭総合支援拠点が設置され、関係機関と連携した支援が行われています。 ▶ また、6市町が令和4年度設置に向け準備を行っています。 ▶ 市町の相談機能の強化を図るために必要な研修が実施されることにより、市町の職員向けの研修を40名が受講し、人材の育成が着実に進んでいます。 ▶ こども家庭センターでは、体制強化に向け、児童福祉司、児童心理司等が計画的に増員されるとともに専門性を高める研修が実施されています。 ▶ また、外部人材を活用したこども家庭センターの業務改善や組織活性化に向けた取組などにより、子供や家庭支援のための体制強化や質を高める取組が進んでいます。 ▶ さらに、市町職員を対象にしたこども家庭センターでの実習が開始されるとともに、県市共通のリスクアセスメント様式等の導入や市町支援アドバイザーの活用により、市町との連携強化が進んでいます。 ▶ こうした取組により、市町の相談支援機能の強化に係る支援が進んでいます。

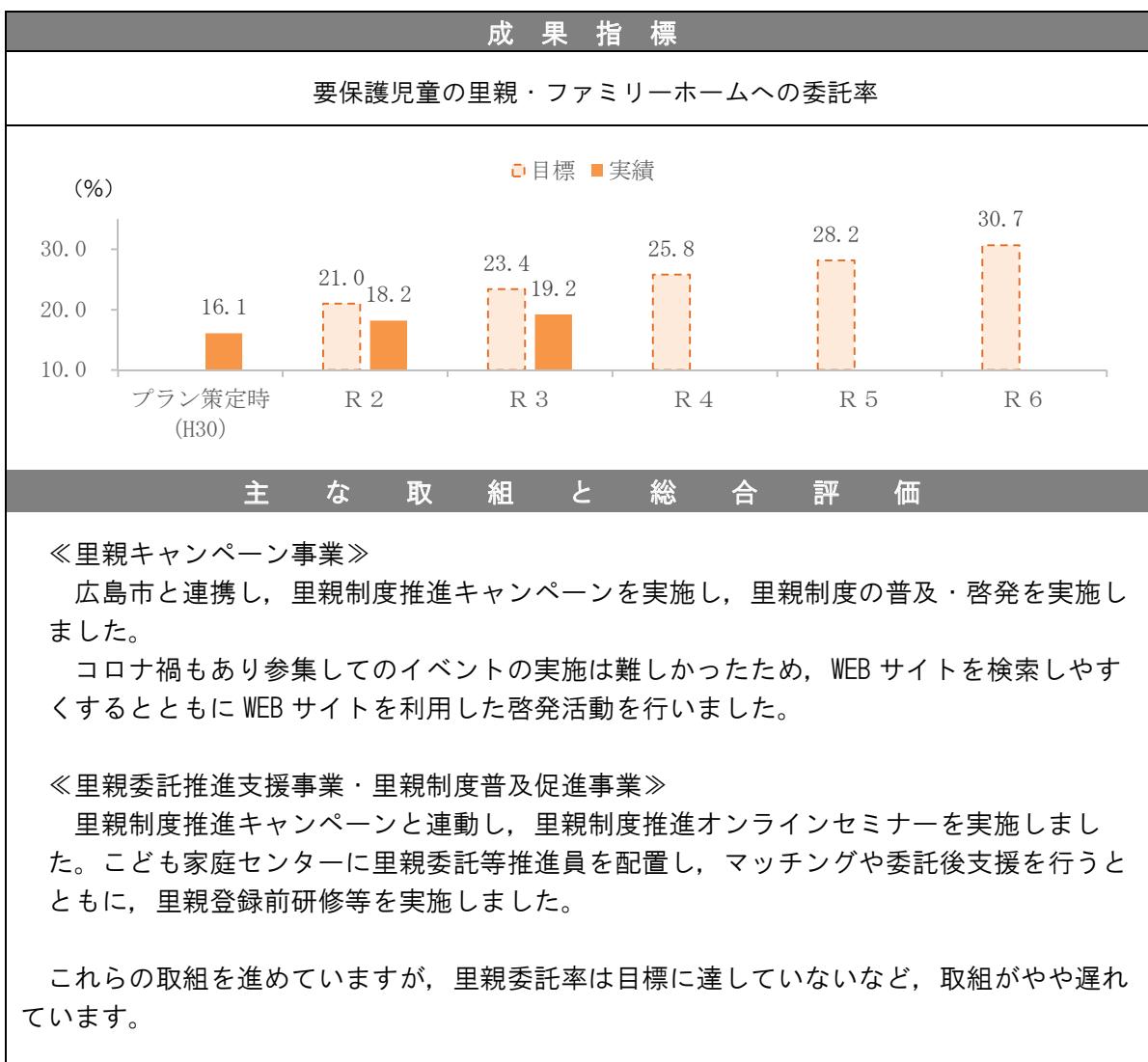
令和6年度の目指す姿	現在の姿（令和3年度末）
<ul style="list-style-type: none"> ▶ また、こども家庭センターの一時保護所で保護した子供に対しては、セキュリティーが高く、かつプライバシーや個別性に配慮された安心・安全な環境で、児童心理司等により丁寧なアセスメントやケアが行われています。県内では、一時保護専用施設が2か所以上設置されており、安全確保の必要性が低い子供は、開放的環境において保護を受けることができています。 ▶ 児童虐待のため親子分離をしたケースであっても、児童福祉司が中心となり、保護者に対して、家族再統合や親子関係の修復に向け、継続的な指導や支援が行われています。 ▶ また、家族再統合により、家庭復帰したケースに対しては、市町がこども家庭センターや児童養護施設などと連携して対応し、子供や家庭が継続的に見守られ、支援が行われています。 	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 東部こども家庭センターでは、セキュリティーが高く、かつプライバシーや個別性に配慮された一時保護所の開設に向けた増改築工事が実施されており、令和5年度に供用が開始される予定です。 ▶ 一時保護専用施設の必要性について、児童養護施設等と協議が継続されているなど、設置に向けた準備が行われています。 ▶ 親子支援プログラムの実施などにより、家庭復帰後に再虐待に陥らない子育てができるよう支援が行われています。 ▶ 家庭復帰をする場合は、復帰前に市町の要保護児童対策地域協議会で関係機関が役割分担をして対応するなどの継続的な支援が行われています。



社会的養育の充実・強化

柱2 (1) 里親委託等の推進

令和6年度の目指す姿	現在の姿（令和3年度末）
<ul style="list-style-type: none"> ▶ 様々な事情により家族と暮らすことができない子供が、里親など家庭と同様の環境で養育されることが増えるよう、制度の啓発、里親のリクルート、里親の研修、里親と子供とのマッチング、養育する里親への支援といったフォースタリング業務を、新たに民間機関に委託するなどにより、包括的・継続的に行う体制が強化されています。 ▶ こども家庭センター（児童相談所）は、こうしたフォースタリング機関、市町、乳児院、児童養護施設などの関係機関と連携・協力する枠組みを整え、子供の発達段階や状況に応じた里親委託等を行います。 ▶ また、里親に対しては、ネウボラ（子育て世代包括支援センター）や子ども家庭総合支援拠点などによる他の子育て家庭と同様の子育て支援や、こども家庭センターなどによる専門的研修、児童養護施設などによる里親から一時的に子供を預かるレスパイトケアといった支援が行われています。 ▶ こうした取組により、里親は、不安や負担感が軽減され養育することができるようになるとともに、里親として登録する人が310世帯に増え、里親やファミリーホーム（経験豊富な里親が5～6人の子供を養育）への委託率が3割以上になり、家庭と同様の環境で暮らす子供が増えています。 	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 里親制度推進キャンペーンにより、制度の啓発が進み、里親など家庭と同様の環境で養育される子供が増えています。 ▶ 里親支援体制の強化に向け、一部のフォースタリング業務の外部委託について、関係機関との調整が進んでいます。 ▶ こども家庭センターには、里親委託等推進員が配置され、マッチングや委託後支援を行うなど里親を支援しています。 ▶ 里親希望者を対象とした里親登録前研修により、里親についての正しい理解や不安の軽減が促されています。 ▶ 質の向上に取り組む里親を支援するため、研修の受講を支援する補助金の創設について検討が進んでいます。 ▶ 里親に対しての専門的研修や児童養護施設などによる一時的に子供を預かるレスパイトケアなどの支援が行われています。 ▶ こうした取組により、里親として登録する人が277世帯、里親やファミリーホームへの委託率が19.2%になり、家庭と同様の環境で暮らす子供が増えています。



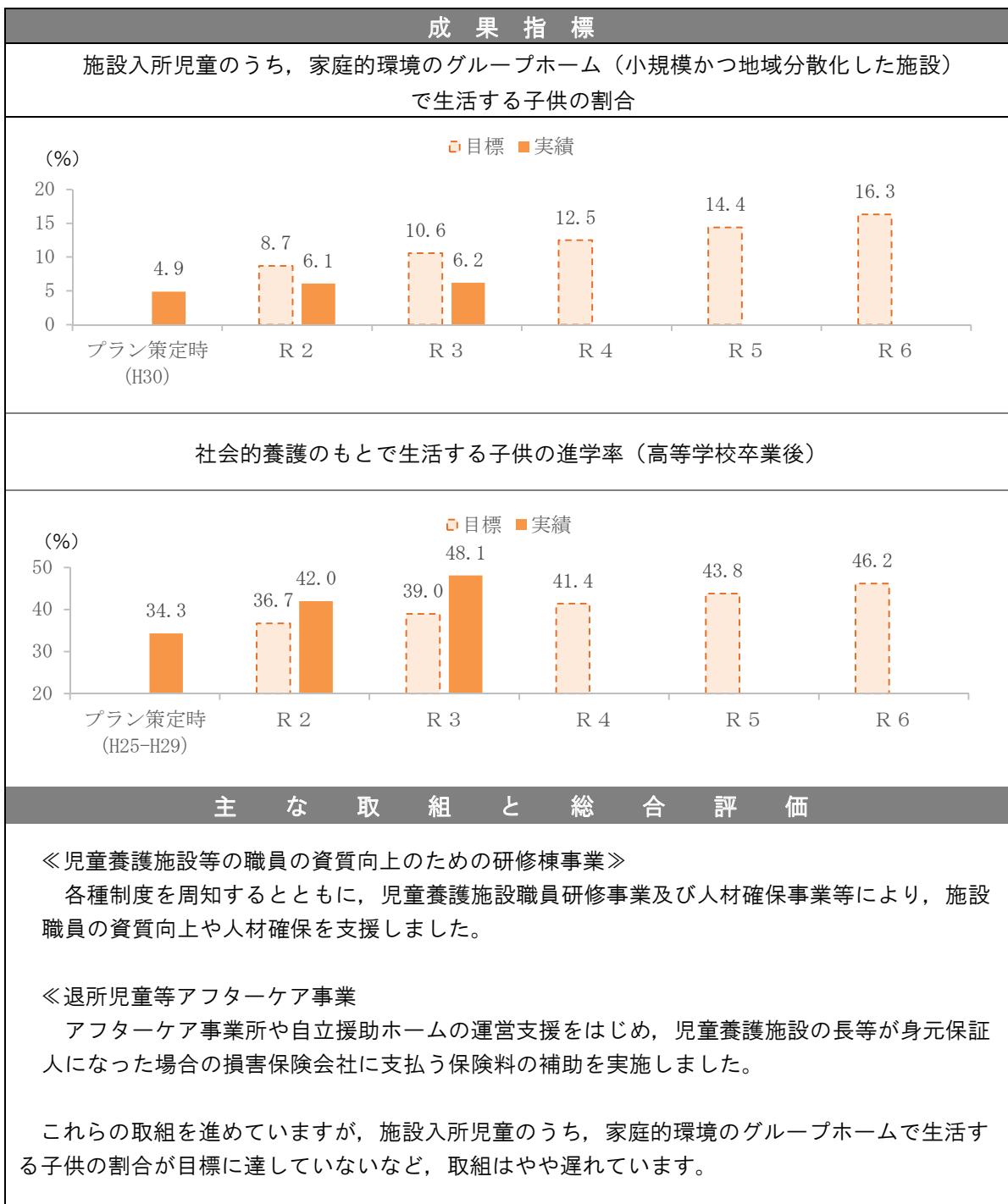
社会的養育の充実・強化

柱2

(2) 施設の小規模かつ地域分散化、多機能化等

(3) 社会的養護のもとで生活する子供の自立支援の推進

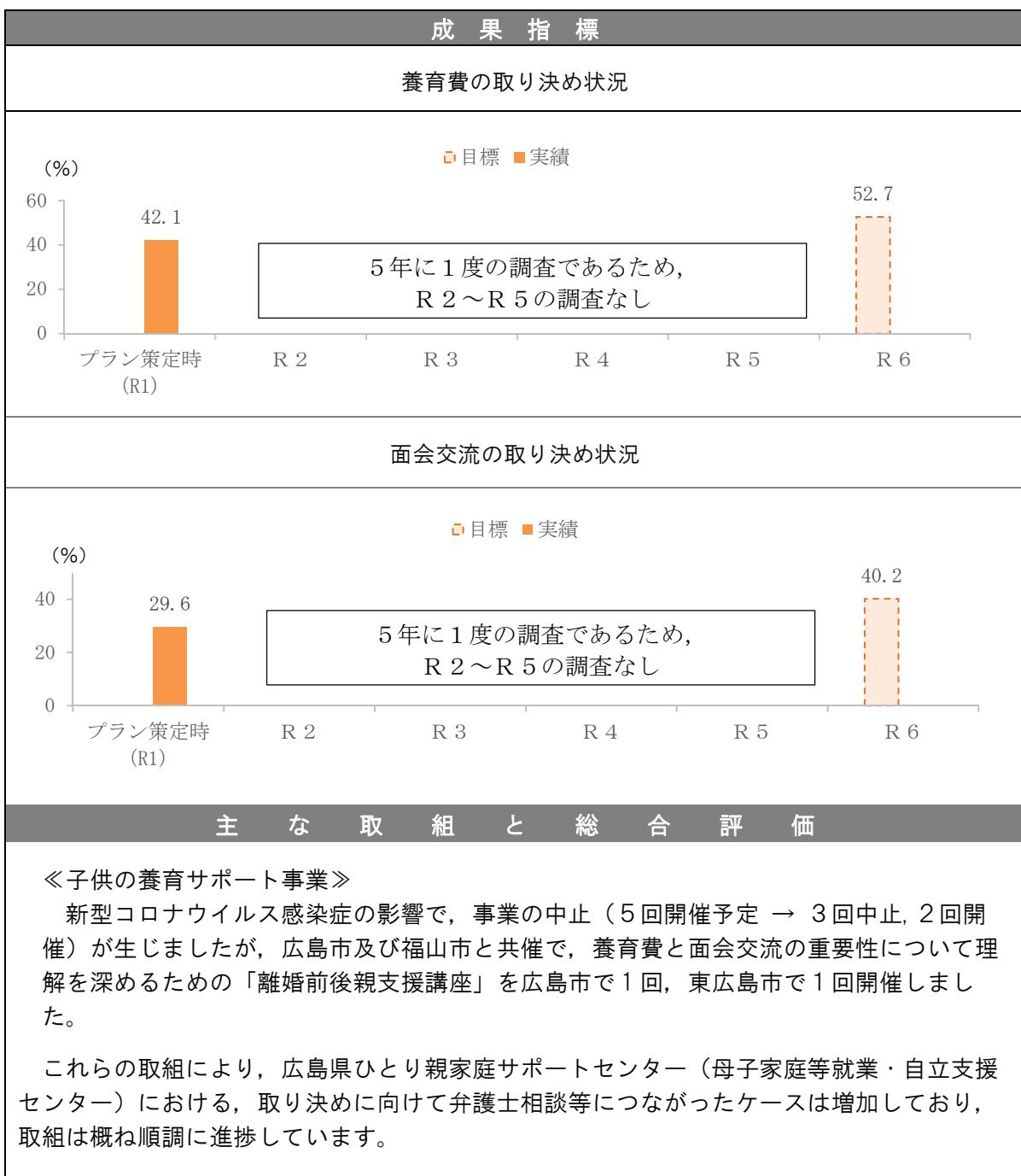
令和6年度の目指す姿	現在の姿（令和3年度末）
<p>【施設の小規模かつ地域分散化、多機能化等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ▶ 里親による養育が困難な場合であっても、児童養護施設の小規模かつ地域分散化が進められることによって家庭的環境の充実が図られ、こうした施設で生活する子供が、施設入所児童のうち6人に1人の割合に増えています。 ▶ さらに、乳児院や児童養護施設は、施設の持つ機能や専門性を活かして、ショートステイなどによる子育て支援や里親へのレスパイトケアを実施するなど、全ての施設において多機能化が図られるとともに、特に養育が困難な子供を受け入れ、個々の状況に応じた支援を行うための体制強化や職員の研修機会の増加などを通じた専門性の向上が図られています。... <p>【自立支援の推進】</p> <ul style="list-style-type: none"> ▶ 加えて、社会的養護のもとで生活する子供の意見表明権を保障するため、本県の仕組みを整え、全ての児童養護施設において、必要に応じて弁護士など第三者が、子供の意見を聞き、代弁（アドボケイト）する取組が進んでいるほか、自立援助ホームが県内に6か所に増え、児童養護施設等を退所した後も、自立援助ホーム等による自立支援を受けることができる機会が増えています。... 	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 施設の小規模かつ地域分散化が進められていますが、家庭的環境の充実が図られている児童養護施設で生活する子供は、施設入所児童のうち 16.13 人に 1 人の割合に留まっています。 ▶ ショートステイなどによる子育て支援や里親へのレスパイトケアの実施や児童家庭支援センターの設置準備が進められるなど、施設の多機能化のための各種制度の周知が図られるとともに、専門性向上のための児童養護施設職員研修が実施されるなど、多機能化に向けた準備が進んでいます。 <ul style="list-style-type: none"> ▶ 県内にアフターケア事業所は2か所、自立援助ホームは5か所あり、児童養護施設等を退所した子供の相談等を行うなど、自立支援を受けることができる機会が増えつつあります。 ▶ アドボケイトの取組について、令和4年度から県の一時保護所でのモデル実施に向けての調整を行っています。



ひとり親家庭の自立支援の推進

柱3 (1) ひとり親になる前の親子支援の充実

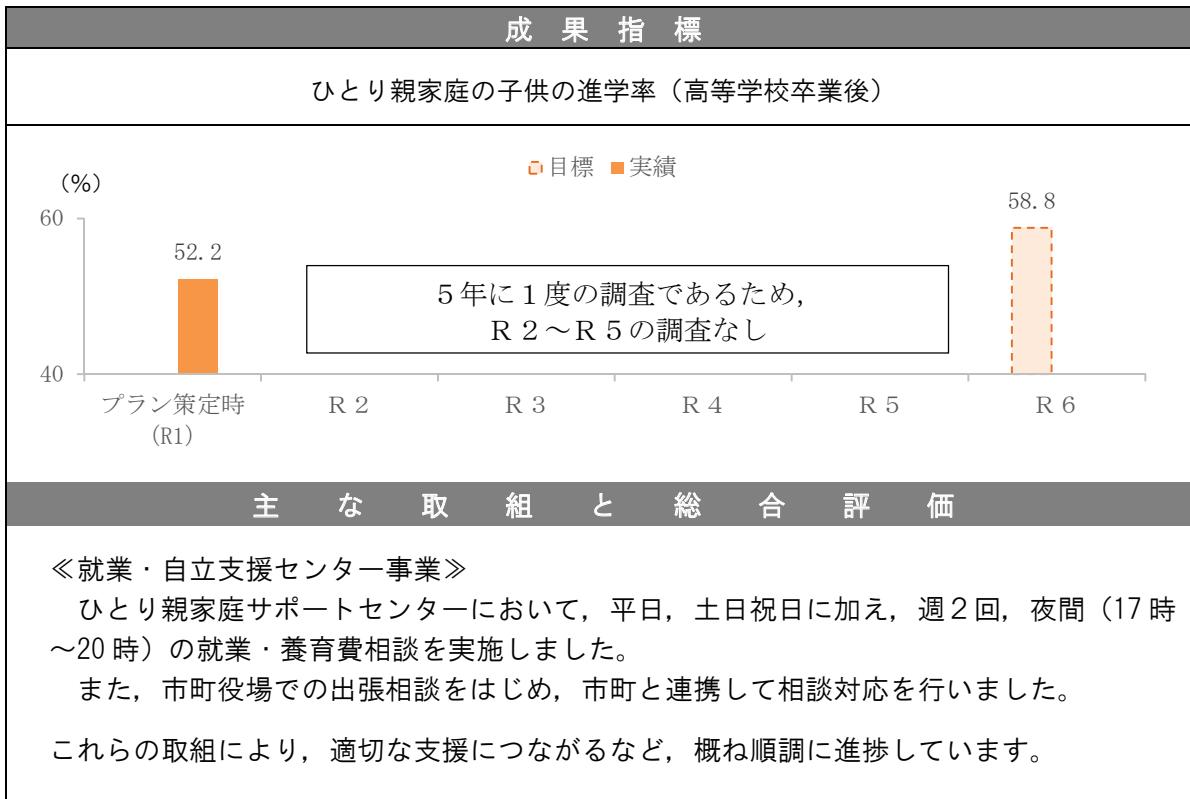
令和6年度の目指す姿	現在の姿（令和3年度末）
<ul style="list-style-type: none"> ▶ 子供と子育て家庭に携わる、市町のネウボラ（子育て世代包括支援センター）の職員や、民生委員・児童委員、スクールソーシャルワーカーなどが、ひとり親家庭の子供にとって、「養育費」と「面会交流」が、重要な子供の権利であることについて知る機会が充実し、理解が深まっており、親が離婚を検討していることを把握した段階、あるいは未婚で子供が認知される段階で、速やかに、市町のひとり親家庭支援部署や、母子家庭等就業・自立支援センター（県が一般財団法人広島県ひとり親家庭等福祉連合会に運営委託）につないでいます。 	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 「離婚前後親支援講座」が県、広島市及び福山市共催で2回開催される等、定期的に「養育費」と「面会交流」について理解を深める機会が提供されています。 ▶ 弁護士相談が年12回開催される等、ひとり親家庭サポートセンターでの支援メニューが拡充されたこと等により、前年度を超える延べ816件の養育費等に関する相談が寄せられ、ひとり親家庭が、母子家庭等就業・自立支援センター（=ひとり親家庭サポートセンター）等につながる体制づくりが進みつつあります。
<ul style="list-style-type: none"> ▶ このように、ひとり親になる前から適切な支援が行われることで、ひとり親家庭の半数が、実効性のある形で養育費・面会交流の取り決めを行い、確実かつ円滑に養育費の受け渡しが行われ、家庭の経済基盤の安定につながるとともに、面会交流によって、子供がどちらの親からも愛され大切な存在であることを見実感しながら成長しています。 	<ul style="list-style-type: none"> ▶ ひとり親家庭サポートセンターに養育費等の相談をし、結果、取り決めに向けて弁護士相談等につながったケースが83件と、前年度の52件から増えており、ひとり親になる前から適切な支援が行われる体制づくりが進みつつあります。



ひとり親家庭の自立支援の推進

柱3 (2) ひとり親家庭の子育てと生活への支援の充実

令和6年度の目指す姿	現在の姿（令和3年度末）
<p>▶ ひとり親家庭の子育てと仕事の両立支援については、県が専門的な研修の開催を支援するなどにより、市町のひとり親支援担当部署において、ひとり親関係の支援制度をはじめ、子供と子育て家庭全般にわたる支援制度の知識を習得し、専門的・包括的な相談支援業務を行う人材が育成されています。</p> <p>▶ また、ネウボラ（子育て世代包括支援センター）や、子ども家庭総合支援拠点、福祉事務所、学校の家庭教育支援アドバイザー、ハローワークなどと、必要に応じて連携を図る仕組みを構築しており、ひとり親家庭は、どこに住んでいても、個々の状況や課題に応じて、親の就業、家事・生活援助、子供の学習支援など、最適な仕事と子育て支援の組み合わせについて、助言とコーディネートを受けています。</p> <p>▶ さらに、県は、母子家庭等就業・自立支援センターを通じて、より専門性の高い困難な事案への対応を行うなど各市町の取組をサポートしています。</p> <p>▶ こうした取組により、ひとり親家庭は、必要な情報や適切な支援を受けられ、子供の自立に向けて必要な取組が充実してきていると実感しています。</p>	<p>▶ 市町等の相談員を対象に、ニーズに応じた研修が開催されることにより、市町において専門的・包括的な相談支援業務を行う人材が育ちつつあります。</p> <p>▶ 市町において、ひとり親家庭の個々の状況や課題に応じて、関係機関等と連携を図る意識が浸透しつつあることから、市町のひとり親支援担当部署が、ひとり親家庭サポートセンターと連携を図ったケースが増加しています。</p> <p>▶ 広島県ひとり親家庭サポートセンターでは、市町の要請を受けて、市町まで出向き、困難な事案等の相談支援をサポートしています。</p>

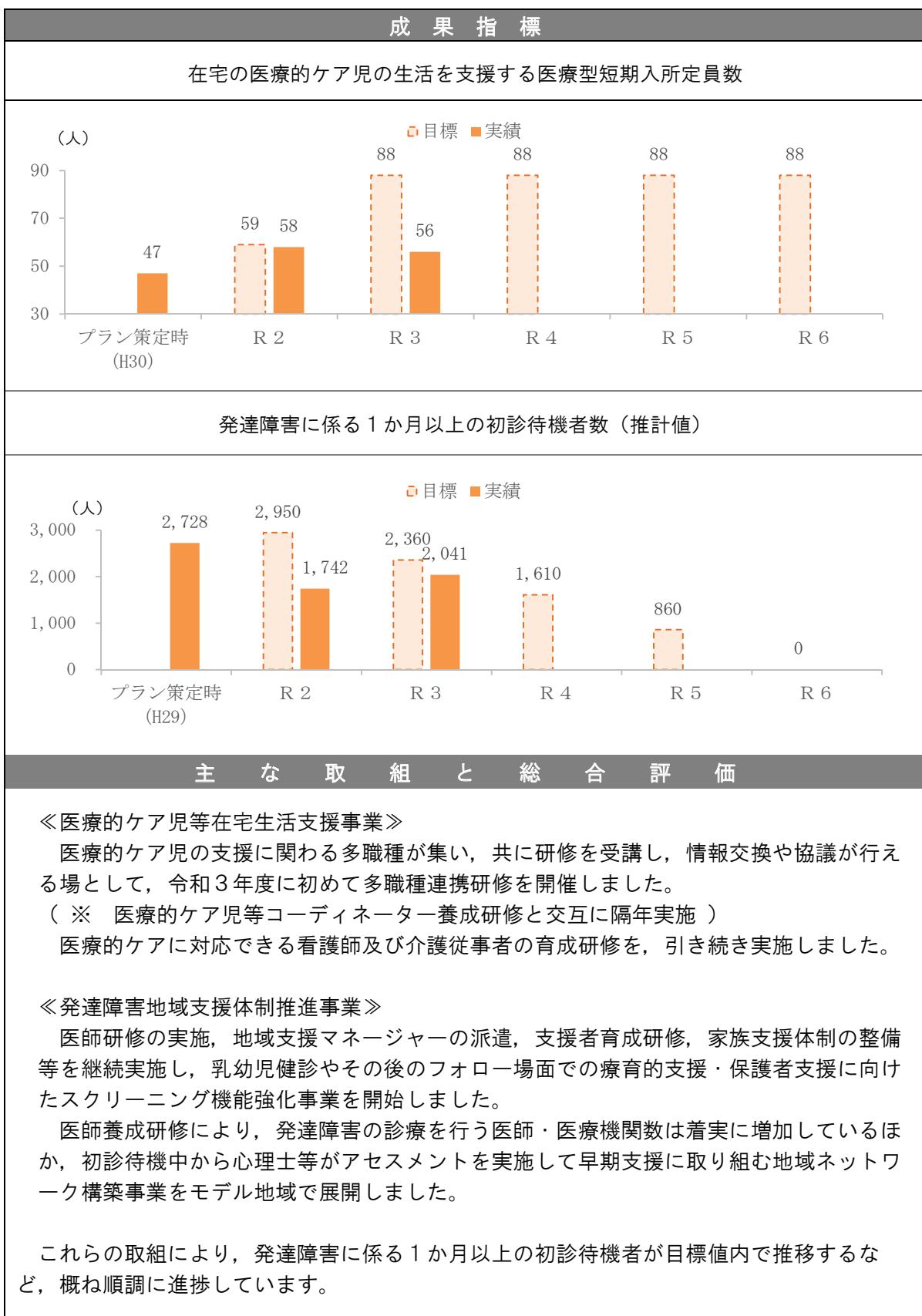


障害のある子供への支援

柱4

(1) 地域における重層的な障害児支援体制の構築

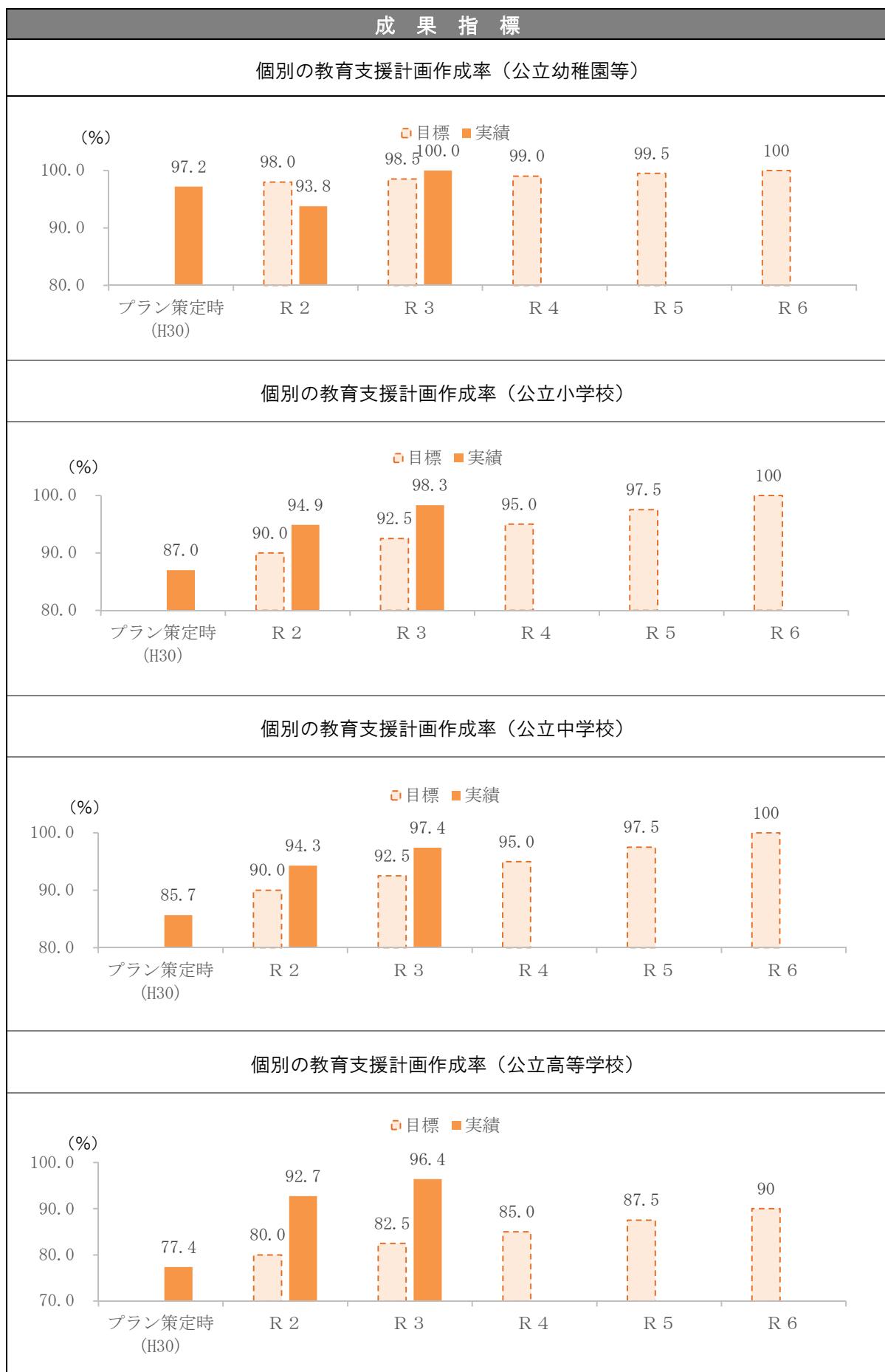
令和6年度の目指す姿	現在の姿（令和3年度末）
<ul style="list-style-type: none"> ▶ 県内全ての市町に児童発達支援センターが整備されており、障害児及びその家族は、身近な地域で療育等に関する必要な相談支援や、専門性の高い療育・発達支援を受けています。 ▶ 県内の医療型短期入所定員の拡充（平成30（2018）年度比約2倍）が図られ、医療的ケアを日常的に必要とする障害児とその家族は、在宅で必要なサービスを利用できない、休息できない、といった不安や負担が軽減されています。 ▶ 発達障害児がライフステージを通じて、個々の特性に応じた医療や支援を早期にかつ適切に切れ目なく受けられるよう、地域のかかりつけ医や専門医療機関、地域の保健、医療、福祉、教育が連携した地域ネットワーク支援体制が4割の市町に整備されており、こうした市町において、発達障害児やその家族は、必要に応じて、早期に多機関の専門職から支援を受けることができています。 	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 児童発達支援センターが整備されている12市町（障害保健福祉圏域での設置を含む。）では、障害児及びその家族が、身近な地域で、療育等に関する必要な相談支援や、専門性の高い療育・発達支援を受けています。 ▶ 尾三・備北両圏域の医療機関においても、医療型短期入所の受入が開始されましたが、新型コロナウイルスの感染拡大の影響から、入所定員を減ずる医療機関もあり、県内の医療型短期入所定員は56人となっています。 ▶ 県内では2市において、地域ネットワークが構築されており、こうした市町において、発達障害児やその家族は、必要に応じて、早期に多機関の専門職から支援を受けることができます。

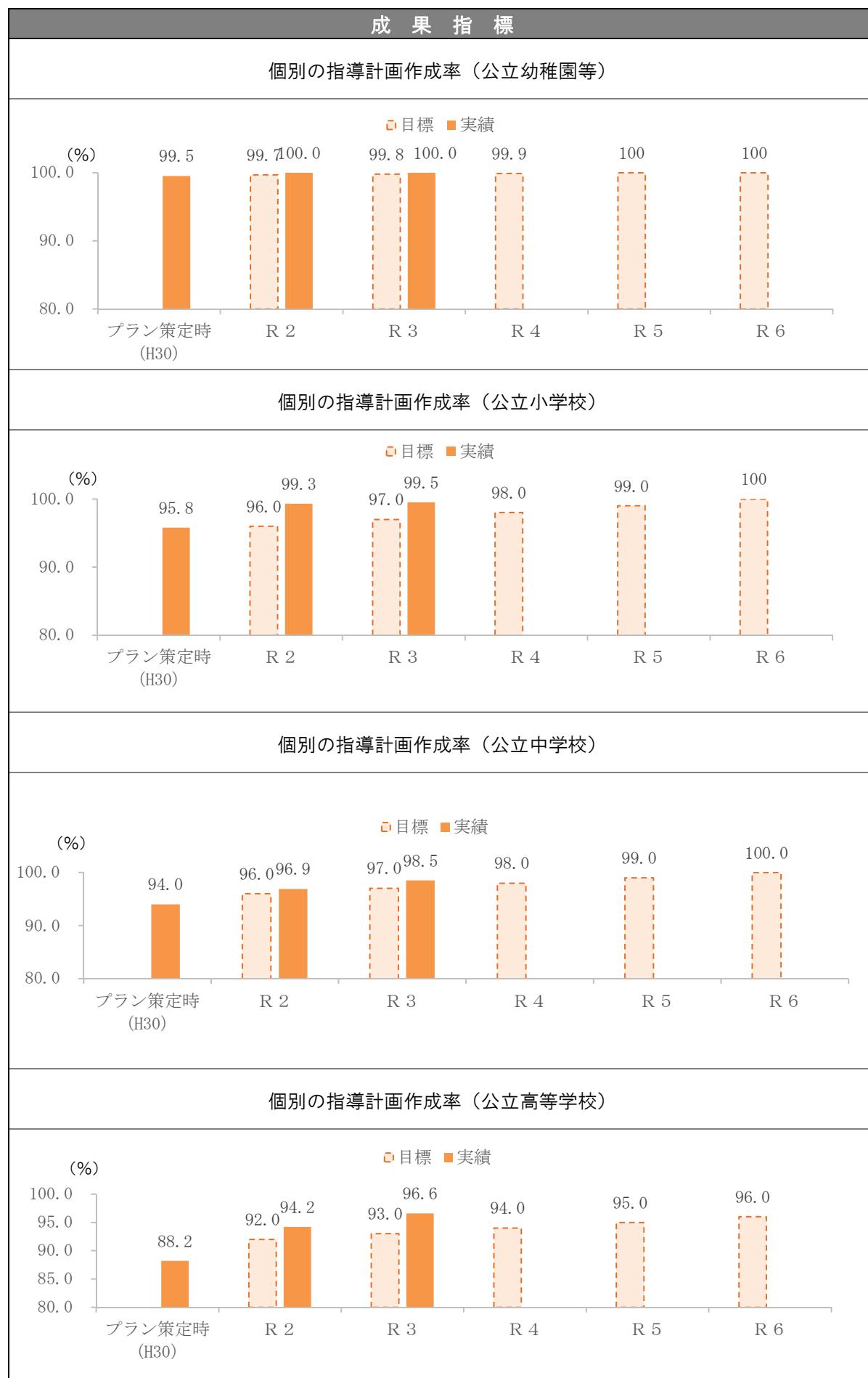


障害のある子供への支援

柱4 (2) 幼保・小・中・高等学校等の支援体制の整備

令和6年度の目指す姿	現在の姿（令和3年度末）
<ul style="list-style-type: none">▶ 障害のある幼児児童生徒（以下「生徒等」という。）のうち、<u>個別の教育支援計画及び個別の指導計画が作成されている割合</u>及び<u>校種間での引継ぎに活用されている割合</u>が毎年度着実に向上しています。	<ul style="list-style-type: none">▶ 特別な支援を必要とする幼児児童生徒のうち、<u>個別の教育支援計画及び個別の指導計画が作成されている割合</u>について、全ての校種において対前年度比の割合が増加し、目標値を達成しています。





主　な　取　組　と　総　合　評　価

『特別支援教育ビジョン推進事業』

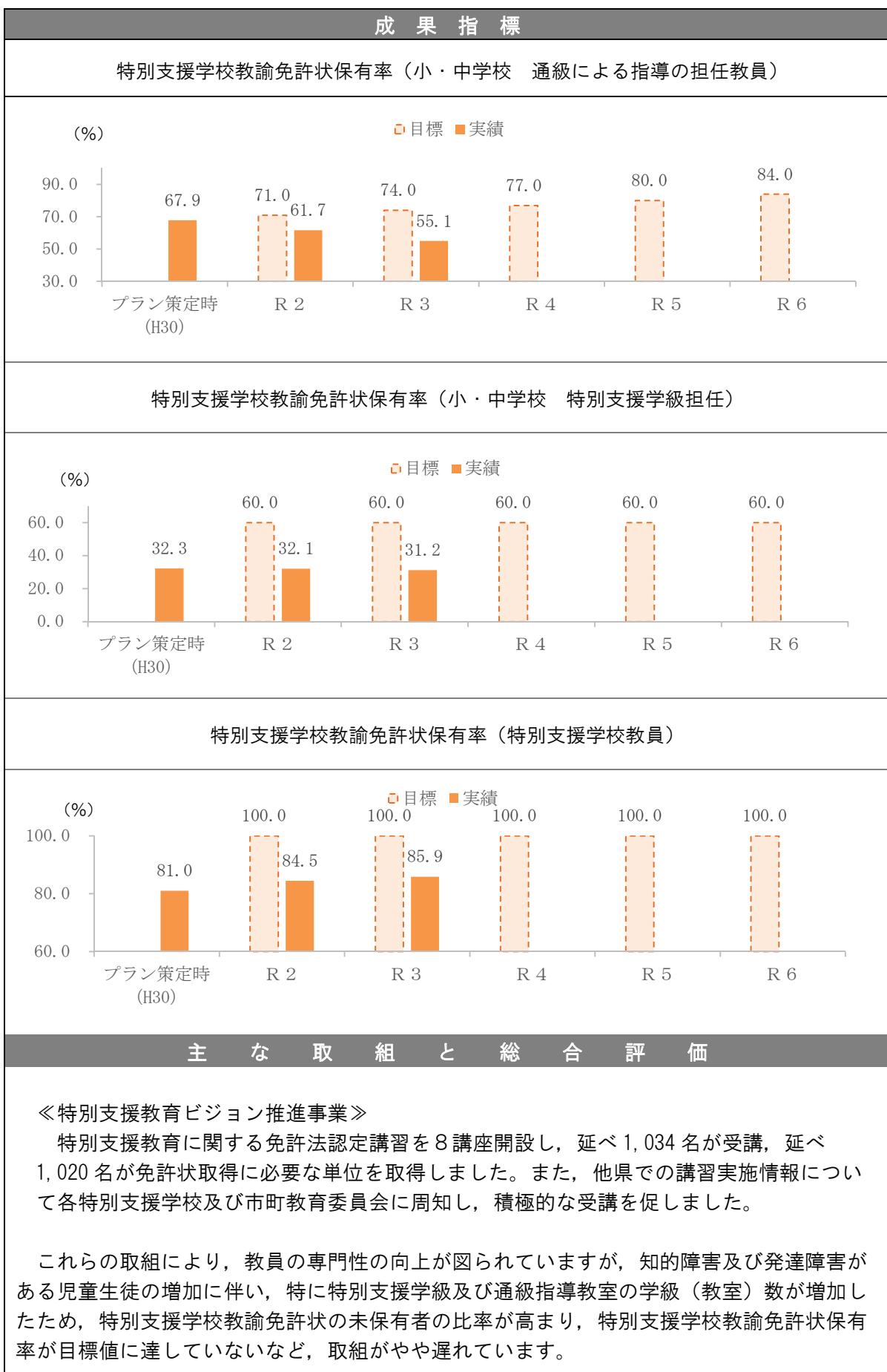
特別支援学校の教育相談主任や高等学校の特別支援教育コーディネーター、市町の指導主事等を対象とした研修会、不登校等児童生徒支援事業指定校や幼稚園等を対象とした説明や研修会において、個別の教育支援計画及び個別の指導計画の作成や活用の促進を図りました。

これらの取組により、特別な支援を必要とする生徒等を的確に把握することができ、個別の教育支援計画及び個別の指導計画の作成率が上昇するなど、順調に進捗しています。

障害のある子供への支援

柱4 (3) 教員の専門性の向上

令和6年度の目指す姿	現在の姿（令和3年度末）
<p>▶ 特別支援教育に係る通級による指導の担当教員の 84%, 特別支援学校の全ての教員, 特別支援学級担任の 60%が特別支援学校教諭免許状を取得しており, 生徒等の自立や社会参加に向けて, 生徒等一人一人の教育的ニーズを的確に把握しています。</p>	<p>▶ 通級による指導の担当教員の 55.1%, 特別支援学校教員の 85.9%, 特別支援学級担任の 31.2%が特別支援学校教諭免許状を取得しています。</p>



障害のある子供への支援

柱4 (4) 特別支援学校における教育の充実

令和6年度の目指す姿	現在の姿（令和3年度末）
<ul style="list-style-type: none"> ▶ 本県独自の特別支援学校技能検定の実施など、生徒の職業的自立を目指した取組を推進することにより、特別支援学校高等部に所属する就職を希望する全ての生徒が就職しています。さらに、就職した生徒の90%が卒業までに特別支援学校技能検定1級を取得するなど、働き続ける力が身に付いています。 ▶ 特別支援学校高等部の全ての普通教室にネットワーク接続環境が整備されているほか、高等部に所属する生徒は1人1台教育用コンピュータを所有しており、生徒たちの主体的・対話的で深い学びに活用されています。 ▶ また、高等部に所属する生徒が授業で日常的にICT等の支援機器や学習教材が使用できる環境整備や、教員に対する研修の実施により、教員のICT活用に係る指導力が高まっています。 	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 技能検定の実施やジョブサポートティーチャーによる就職支援等の取組により、特別支援学校高等部に所属する就職を希望する全ての生徒が就職しています。さらに、就職した生徒の78.9%が卒業までに特別支援学校技能検定1級を取得しています。 ▶ 県立特別支援学校全17校について、全ての普通教室にネットワーク接続環境が整備されているほか、全校の高等部第1学年の生徒が1人1台教育用コンピュータを所有しており、令和5年度までに全学年の生徒に整備される見込みであるなど、生徒たちの主体的・対話的で深い学びへの活用に向けた体制の構築が進んでいます。また、教育用コンピュータの入出力自体に困難を抱えた児童生徒のための入出力支援装置等が整備されています。 ▶ デジタル活用推進担当教員等を対象とした全体研修のほか、県教育委員会の指導主事による学校訪問や訪問研修により、教員のデジタル機器の活用に係る指導力が高まっています。

